

第 1 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 3 年 9 月 17 日開催）

・出席者

会長

委員 14 名（うち代理 1 名）

幹事 地方技師

今治市助役

松山市技師

・欠席者

委員 1 名

・議事目録

一報第 1 号 会長委員幹事異動報告の件、

一報第 2 号 会長職務代理者指名に関する件

一議第 1 号 議事規則制定の件

一議第 2 号 常務委員会組織並びに委任事項の件

一 常務委員指名の件

・会長挨拶

これより都市計画愛媛地方委員会を開会いたします。御承知の通り今治市は昭和 2 年 3 月 23 日、松山市は同年 12 月 14 日勅令を以て都市計画法第 2 条により都市計画を施行すべき都市に指定されたのであります。2 市の委員及び幹事の任命も完了しましたから本日第 1 回の委員会を開く次第であります。都市計画は申すまでもなく都市に関する重要な施設を計画し、実行することになっておりますので、地方委員会の仕事は極めて重大なる事と信ずるのであります。今治、松山 2 市共将来施設せねばならぬ事業が多々あると思うのであります。何とぞ諸君の御尽力により適当なる決議施設を行って大いに発展させたいものと考えます。本日ご審議を願いますのは地方委員会の会務を遂行するに必要な議事規則並びに常務委員会の組織権限等であります。何とぞ慎重にご審議あらんことを希望する次第であります。一言以て御挨拶いたします。

議長：これから議事に入ります。報第 1 号 会長委員幹事異動報告の件、報第 2 号 会長職務代理者指名に関する件は書きものとしてお手元に配布してありますから御覧を願います。次は、議第 1 号本会議事規則制定の件について御審議を願います。幹事から説明をいたさせます。

幹事：議事規則は大体内務省に準則を作っておりますので、それを標準として定めたのであります。他府県とも大体こういう風に出ております。次に席次のことですが、規則第 2 条に席次を定むる方法が規定されてありますが、只今御着席（当初着席するときは抽選により定む）になっておる議席は議事規則がこういう風に決まったものとして今後も御着席をお願いしたいと思うのであります。それから準則と違って点点を申し上げますと、第 2 条第 2 項補欠委員は前任者の議席を襲う、第 3 条は準則の第 6、7 条を一緒にしたのであります。第 8 条議事録には委員 2 名以上をして署名せしむ。

前項の署名委員は毎回会議の始めに於いて議長これを指名すと追加いたしました。第 11 条修正説は 2 名以上の賛成あるにあらざれば議題と為すことを得ず、建議案を議題と為す場合又同じ、但し特

別委員会の報告は直ちに之を議題と為す。第 13 条は議長裁決の条項を追加しました。尚第 15 条は準則に「議長は評決の方法を定め可否の結果を宣告す」とありたるを本文の通り改めました。第 3 章特別委員会の件は第 17 条中第 2 項は追加いたしました。雑則第 21 条は準則に「常務委員会の会議については本則を準用す」とあるを「官制第 15 条第 1 項の規定により常務委員会を組織したる場合に於いて」云々と改正いたしました。その他は全部準則に依ったのであります。

委員：お尋ねいたしますが、委員はいかなる場合でも自分が出席せねばならぬのでありますか。本人が萬やむをえなかった時は職務上の代理者が出席しても差し支えありませんか。

幹事：差し支えありません。

(異議なし)

議長：只今の議事規則はご異議がございませんか。それではご異議ないものと認めまして原案の通り可決確定いたします。

それでは次に、議第 2 号 常務委員会組織並びに委任事項の件について御審議を願います。

幹事：常務委員会の委任事項はこれも大体内務省の標準に依りまして他府県とも大体こうなっております。

(異議なし)

議長：ご異議はありませんか、ご異議がないようでありますからこれも原案通り可決確定いたします。

議長：それでは最後に常務委員を只今から指名いたします。両市長は当然委員であります。

常務委員、委員 8 名

これだけの方をお願いいたします。

それから本日の議事録署名者は委員、委員の 2 名をお願いいたします。これで全部の議事を終了しましたから閉会いたします。

都市計画愛媛地方委員会議事規則 (省略)

第 2 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 4 年 1 月 21 日開催）

- ・出席者
会長
委員 11 名（うち代理 1 名）
幹事 1 名
- ・欠席者
委員 1 名
幹事 1 名
- ・議事目録
一報第 3 号 委員異動報告の件
一議第 3 号 今治都市計画区域に関する件

議長：それでは開会いたします。本日都市計画愛媛地方委員会を招集いたしましたのは今治都市計画に付き区域を決定すべく内務大臣より当委員会に諮問がありましたので之に対し、答申するため会議を開く次第であります。何とぞ慎重御審議を願います。まず議事規則第 8 条により議事録署名者を委員、委員にお願いいたします。

それでは報第 3 号 委員異動報告であります、之は書類を以て報告し、朗読を省略いたします。次に、議第 3 号 今治都市計画の区域を決定すべく内務大臣の諮問に対し、御意見を伺って答申案を作成したいと思っております、その答申の案を書記をして朗読いたさせます。

議第 3 号 昭和 3 年 11 月 29 日内務省媛都第 4 号内務大臣諮問今治都市計画区域決定の件

昭和 4 年 1 月 21 日提出、都市計画愛媛地方委員長、
内務省媛都第 4 号、都市計画愛媛地方委員会、
今治都市計画区域、左の通り決定せむとす。
右都市計画法第 2 条の規定によりその会の意見を諮く、
昭和 3 年 11 月 29 日 内務大臣

記

- 1 今治市
 - 1 越智郡近見村、日高村、立花村、
関係市村の意見答申要領
今治市 異議なし
越智郡近見村、異議なし
同 日高村、本村財政に影響なきに於いては異議なし
同 立花村 異議なし

今治都市計画区域決定理由書

今治市における人口増加の趨勢を見るに大正 5 年 25,308 人なりしも大正 15 年には 39,935 人となり、即ち 10 年間に 57.8% の増加を示し大正 14 年国勢調査による人口密度一人当たり 37.8 坪にして、この勢いをもってすれば昭和 9 年中には人口密度一人当たり 30 坪に達すべきをもってその後において専ら郊

外地に於いて人口の増加を見るに至るべし。しかして本市は、西に一帯の山地を負い、東は瀬戸内海に面し、国有鉄道予讃線は本市を南北に貫き、府県道また本市を中心として南、北、西南の 3 方面に延びるを以て本市の将来発展は自然右の方向に向うべき趨勢にありというべくあたかも該方面に於いて本市と相接する立花村、近見村及び日高村は商工業地或いは住宅地として本市の都市計画と密接不離の関係にあるを以て右 3 村を包括する区域を以て今治都市計画区域と定むるを適当とす。然るときはその面積 6,909,500 坪にして現今治市の面積 2,336,800 坪に比すれば約 3 倍となり、このうち山地、河川等を除きたる利用面積は 4,061,760 坪にして市内の利用面積 1,414,800 坪の約 3 倍に当たる。

前記区域内に於いて将来包容し得べき人口の許容量を考察するに、今標準人口密度を市内一人当たり 30 坪、市外一人当たり 80 坪とせば、全区域利用面積に対し、昭和 29 年に於いて飽和の状態に達し、その人口 80,247 人となるべし。

議長：この議第 3 号案に対し、幹事より説明いたします。

幹事：今治都市計画の区域を決定した理由は只今朗読いたしました通りであります。尚その大体について一言説明いたしたいと思ひます。この区域を決定いたしますには、申し上げるまでもなく経済状態、或いは行政区画、土地形態又は交通機関がどういう状態にあるか、又産業状態がどういう風であるか、色々のものを考慮せねばならぬのであります。先ず第一に人口増加の予想を立て、これに対して都市計画として必要な面積を考えねばならぬと思ひます。かくして、人口増加の予想を為すには過去における人口増加の状態を知らねばなりませぬが、それはお手元に配布しました今治市の人口統計図表に現れた通りであります。次に現在の今治市の総面積は 2,336,800 坪であります。その利用面積は 1,414,800 坪となっております。しかして一人当たり所要面積を 30 坪としますれば、人口増加の情勢から見ますと、昭和 9 年には人口 47,160 人となり、現在の今治市全部を飽和いたしますから勢い隣接の村落の方に人口が増加してゆく関係になります。これによって隣接町村を都市計画の区域に編入することに自然なるのであります。その範囲は市と経済的にも社会的にも密接なる関係がある土地であり、しかも交通機関が普及しており、なお行政区画としても市の区域に編入して差し支えがなく、なお土地の形態、産業状態などの関係から考察いたしまして、立花村、近見村、日高村を今治都市計画区域に決定いたしたいのであります。この 3 ヶ村の面積 4,572,700 坪でありましてそのうち利用面積は 2,646,960 坪となっております。しかして、一人当たり所要面積を 80 坪としますれば、昭和 29 年には人口 80,247 人となり全部飽和することになりまして、飽和年度も大して長いことありませぬ、又区域の面積に於いては只今申しました通り今治市と近見村、日高村、立花村全部の面積は 6,909,500 坪でありまして、現今年治市の面積 2,336,800 坪に対し、約 3 倍でありまして市内一人当たり 30 坪、市外一人当たり 80 坪とすれば人口 80,200 人になったとき飽和の状態に達するのであります。以上の事由によりこの区域が適当だと思ひます。甚だ簡単ではありますが、これを以て大体の説明といたします。

議長：ご質問はありませぬか。

委員：私は大体において原案に賛成をいたしておりますが、この際相当の計画として考慮を要すべき部分があると思ひます。一寸その点について一言申し上げたいと思ひます。私の質問に対してご説明を願ひたいと思ひます。申すまでもなく、都市の発展いたします理由に付き大体お話をいたしますと、市の中心部が活動し、しかしてその周囲が同じ勢力を以て発展してゆくのが普通の状態であり、勿論、土地の状態、産業状況等の色々支配せられるという特殊の場合もありますが、普通の

場合は先ず同じ勢力を以て発展してゆくものと考えられます。今治市としては海面に臨んだ分は港湾の設備を相当に着手せられ、近々完成の運びに至るべく、之が為、海面に臨んだ分は飽和の状態にあることは結構のことだと考えます。大体図面の上から考えましたので私の考えたことは浅薄な考えかも知れませぬが、日吉村を合併したためでありましょうが、今治市がいかにも山間部へ向かってゆくように考えられます。又近見村附近のあたかも半島に向かってゆくような感じがいたします。勿論これには位置の関係もありましょうが、先程訳を聞いてみて考えたのでありますが、日高村はこの図面を見れば山間部になっております。この山間部に向かって今治市が発展する時期よりもむしろ清水村の一部分の方が早かろうという感じを抱くものであります。又一面都市計画と申しますれば非常に膨大な面積を要し、又一人当たり面積も相当拡大な面積を占領せねばならぬと考えねばなりません。若し原案通り決定した方がよろしいとの御意向でありますればこの際行政区画の分割ということに非常に困難を惹起するだろうと思っております。それ故この方面の行政区画のお話を伺っておきたいという考えをもっております。昨日私は八幡神社に登って市中を一望の内に見ますれば、立花村はかなり発展しておりますが、日高村は山村で余ほど遅れているごとき傾きがあります。ただ行政区画の関係上日高村は高橋付近を入れてありますが、併し清水村の八幡神社附近は非常に都市計画をしてもよいだらうと思っておりますが、行政区画の上に著しい困難がありますがこの点を考慮しておる次第であります。

幹事：只今ご意見がありました、御尤もの御意見であると思えます。これらの点はよほど研究した次第でありまして、市当局とよく協議を重ねましたが日高村は御意見の通り山間部でありまして、形の上から言えば少し変わってはありますが、日高村は蒼社川で清水村と境し、又奥の方は山で九和村と境しております。しかして、日高村は戸数 600 戸位でありまして財政上貧弱な村でありますので、山間部を除外することは行政上非常に困る状態にありますので、少しく形の上では変であります、行政区画の関係上之を入れたのであります。

委員：只今の御説明を承って分かりました。更にそうすると、市街の体裁の上からお考えになったものと思われませんが、実際の発展の上から言えば清水村の一部、乃万村の一部を併合市街にする必要はないかと思えます。日高村の一部を除くことは困難であるから山間部でありながら入れねばならぬとすれば、更に乃万村の一部、清水村、富田村の一部を加え将来市勢の発展を醸成する策を立てることが適当ではないかと思えますが、この点について御意見を承っておきたいと思えます。

幹事：先ず最初は考慮してみたのでありますが、余りに飽和年限が長くなりますと実行上に於いて考えもので、本省においても膨大な面積で飽和年限の長いものは認めぬようでありますから、先ずこのくらいの程度即ち昭和 29 年に飽和するのが年限として適当ではないかと考えてその方針を以て区域を定めたわけであります。

委員：中間で都市計画区域の追加ができるのですか。

幹事：次第に発展してゆき追加するの必要を認められた時には追加が出来るわけであります。

委員：それなればこれが適当のものと考えますから原案に賛成します。

委員：只今、今治市長さんの席が隣にありますので伺いましたところ、この立花村は殆ど今治市に準じて発展してしまいましたので、富田村の方がむしろ発展が早いのであります。只今市長さんの御意見によりますと、現在そういう状態になっておるので将来必要なのは富田村及び清水村の合併意見であります。それ故に第 2 次計画を立て追加するという話でありますから私は差し当たり原案は適当であると考えますから、原案に賛成するひとりであります。

議長：別に原案に対してはご異議がなければ読会を省略して原案に決定いたしますが、ご異議はありませぬか。

(異議なし、異議なしというものあり)

議長：それでは内務大臣へ原案通り答申してもご異議はありませぬか。

(異議なし、異議なしというものあり)

議長：それでは原案通り内務大臣へ答申いたします。之を以て閉会いたします。

第3回愛媛都市計画地方審議会（昭和4年11月20日開催）

- ・出席者
 - 会長
 - 委員 11名
 - 幹事 1名
- ・欠席者
 - 委員 1名
 - 幹事 1名
- ・議事目録
 - 一報第4号 会長、委員異動報告の件
 - 一報第5号 会長職務代理者の件
 - 一報第6号 常務委員指名の件
 - 一議第4号 松山都市計画区域に関する件

議長：只今より都市計画愛媛地方委員会を開会いたします。規定により私が議長を汚すのでありますが、御存じのようにまだ昨日当地に着任した次第でありまして至って当地方の状況にも通ぜぬのでありますが、どうか皆様の深いご援助によって当会議を円満に終わらしたいと存じます。どうぞその辺を御了承願います。議事規則第8条により議事録署名者2名の指名をしたいと存じます。誠に御手数であります。委員、委員、御両君にお願いいたします。なお、議事に入るに先立ちまして報第4号 会長、委員異動報告の件及び報第5号 会長職務代理者指名に関する件、報第6号 常務委員指名の件等はお手元に既に書類を配日してありますから朗読を省略したいと存じます。今般内務大臣が本会对し、松山都市計画区域決定に関して諮問がありましたので、これに対し答申をいたさねばならぬのであります。従ってどうか本答申案については慎重に御審議を願ひましてなるべくすみやかに答申したいと存じます。書記をして議案を朗読させます。

議第4号 昭和4年10月22日内務省媛都第1号内務大臣諮問松山都市計画区域決定の件

昭和4年11月20日提出、都市計画愛媛地方委員会長、
内務省媛都第1号、都市計画愛媛地方委員会、
松山都市計画区域、左の通り決定せむとす。
右都市計画法第2条の規定によりその会の意見を諮く、
昭和4年10月22日 内務大臣

記

一 松山市

一 温泉郡道後湯之町、桑原村

関係市町村意見答申要領

松山市

- 一 桑原村の内東部の山地部を除かれ度。
- 二 三津浜町(但し北部に飛び地状に湾出せる山地部を除く)及び味生村をも区域に編入せられ度。

温泉郡道後湯之町 松山市の意見に同じ。

同郡桑原村 異議なし。

松山都市計画区域決定理由書

松山市に於ける人口増加の趨勢を觀るに大正 9 年（国勢調査人口）51,837 人なりしもの大正 14 年（同上）58,292 人に達し、5 年間に 12%の増加を示せり。今本市の標準人口密度を一人当たり 40 坪（大正 14 年一人当たり 59 坪）とせばその利用面積 4,757,500 坪なるを以て昭和 39 年に至り人口 118,937 人を収容して飽和の状態に達する計算なり。

思うに松山市は四国西部に於ける經濟文化の中心地にして東に道後温泉を控えて四季の遊覽客絶えざるのみならず、最近国有鉄道予讃線の延長に伴い、松山駅の開設を見たるは本市産業の發達と相まって益々市の發展を促すべき情勢にあるを以て松山都市計画区域を定むるに当たりてはいたずらに現在の市域のみならずその周囲に於いて市と經濟的並びに社会的に密接なる相互連関の關係にある区域を包含せざるべからず。しかして前記道後温泉の所在地たる道後湯之町は伊予鉄道電氣線に依るの外本市との交通極めて頻繁にして殆ど市と一体の關係を成し、その南方桑原村また国道を以て本市に通じ、共に土地高燥にして住宅地として松山都市計画区域と密接不離の關係を有するものと認めらるるにより右 1 市 2 町村の区域を以て松山都市計画区域と定めむとす。然るときはその面積 9,526,300 坪にして現在の松山市の面積 5,528,000 坪に比すれば約 1.7 倍となりこのうち山地、河川、陸軍用地等を除きたる利用面積は 6,780,100 坪にして市内の利用面積の約 1.4 倍に当たる。

議長：提出の議案は今朗読した次第であります、読会にかけ三読会を開く規則になっておりますが、とりあえず御質問がありますれば拝聴したいと存じます。

委員：質問を試みる前に理事者より議案の内容に付き御説明を願いたいと存じます。

幹事：別に説明を申し上げぬまでもここに提議した理由書は只今朗読した次第でありますから重ねて申し上げぬでも御質問がありまして、それにより説明したいと存じます。

委員：内務省の松山都市計画区域決定理由書に掲げられた数字であります、何を標準にして計算されたか、計算の内容に不審の点があるのでお尋ねするしだいであります。即ち内務省は昭和 39 年に人口 118,937 人に達すると計算せられておりますが、この計算の内容は略どういう風にせられたのかその点をお尋ねいたします。

幹事：只今ご質問の点は、大正 9 年の国勢調査人口が 51,837 人であったものが大正 14 年の国勢調査には 58,292 人に増加しておりますからこの人口増加の割合を取り、最少自乗法による一定の式により計算されたものです。

委員：然らば之に就いて意見を少し申し上げて差し支えありませんか。

議長：計算理由書に就いての意見なれば差し支えありません。

委員：内務省の立てられたこの計算の内容には少しく誤算がありはせぬかと存じます。何となれば、松山市の人口増加率により飽和年限の計算をするに、即ち内務省が本市将来の人口飽和年限を推定するには現在の松山市の区域を標準としてせねばならぬのでありますが、内務省は単に旧松山市即ち 4 村と合併せぬ以前の人口により之を計算せられたものであります。

即ち大正 9 年及び大正 14 年の国勢調査人口は旧市の人口でありまして合併せぬ以前の人口であります。5 カ年間の旧市の人口増加率を以て新市に合併した現在松山市の将来人口増加を推定せられる増加率の取り方は既に誤っております。合併以前の旧市の増加率は約 5 カ年間に 12.453%という数字にすぎませぬ。

現在の松山市の都市計画により増加すべきものを合併したものと仮定して全部の人口増加率を計算すれば5カ年間に15.81%で増加率上に非常なる差を生じます。即ち将来の人口を推定するに旧市の人口を基本とすればそこに二重の誤りがなければなりません。即ち松山市に合併した新市を基本とする合併全市の増加率を出して始めて将来の数字が推定せられる訳であると存じます。重ねて申し上げれば増加率の取り方即ち基本数の取り方に二重の誤りを生じておるのではないかと思います。従って利用面積4,757,500坪は新市即ち合併せられた新市全部の人口飽和年限を推定するに旧市の人口を標準として計算するときは全然間違いを生ずるのです。更に念のため伺いいたしますれば内務省の方法に依れば昭和39年に人口118,939人に達すると計算せられておりますが之が計算の内容方法を伺いたいと先程申し上げたのですが、誠にその方法に依り私が計算すれば斯くの如き結果は見出さぬのであります。即ち人口増加により最少自乗法により計算しても実に誤っていることをここに見出しておるのです。以上の点に就いては松山の幹事が数字の調査をいたしたのでありますから幹事より詳しく敷衍いたさせますがお許しを願いたいと思います。そこで意見を述べたいのであります。後刻に譲り数字だけで一応打ち切りに致しておきます。

幹事：委員のご質問の点は大正9年の国勢調査も大正14年の国勢調査の人口も旧市の分で増加率が間違っておるとのお話であります。之は松山市が提出された人口調表より取ったものでその調表によればこの数字になっておるのであります。別に本理由書の統計は誤りないと思います。従ってその人口密度の如き或いは人口増加率の如き、誤りないものと思います。

委員：数字に就いては大体の説明であります。その点につきましては松山の幹事を煩わしいと思います。数字に就いては簡単に私から申し上げたので幹事から説明するのをお許しを願いたいと思います。

議長：只今の御質問は実際松山市の合併後の数字と違っておりはせぬかとの問いに対し土木課長の答えは基礎とした数字は松山市の人口調によりたるものであるから内務省の根拠には誤りはないということであるが、実際は合併後の人口に違いがあるということであるが、土木課長の説明は如何ですか。

幹事：委員の御意見では大正9年に64,000人になるお考えですか。

委員：大正9年には64,000人となり、同14年には約75,000人になります。

幹事：私の調が不徹底の調のように申されますが今までに調べたところに依れば大正9年には51,837人、大正14年には58,292人に達します。これは国勢調査を応用したのです。只今委員の申されるように大正9年64,000人、大正14年に75,000人になるとして計算いたしますれば飽和年限は昭和29年になると存じます。

委員：一寸お尋ねいたしますが大正9年に64,000人となり大正14年に75,000人の増加となると先程委員さんのお話でありましたが、それに就いて伺いますが増加率は何ほどになりますか。

委員：5カ年に15.81%の増加率になります。

委員：この計算に依れば昭和29年—昭和28年くらいで飽和年限に達します人口の誤算が何ほどありますか。

委員：35,663人減るのであります。

委員：35,663人減るのですか。但し増加率多くして昭和39年には118,937人になるとありますが、昭和39年までに35,663人減るのですか。

委員：旧市でなく合併した後の5カ年間の人口増加率は15.81%であります。

委員：合併したときの標準を取られた訳ですか。

委員：一市一町を合わせた飽和人口は145,307人となり、昭和28年に飽和年限に達します即ち今後24年後に飽和年限に達します。

委員：その昭和28年というのが分からぬのですが。

幹事：只今数字のことに就いて委員さんの御質問に対してお答えいたします。委員が言われました国勢調査

一即ち大正 9 年と大正 14 年の松山市の人口計算でありますが、大正 9 年は 64,686 人でありましてここに内務省の理由書には 51,837 人となっております、これは合併したものを加えれば 64,686 人あります。又内務省の理由書には大正 14 年が 58,292 人となっておりますが、これも合併したものを加えれば 74,917 人になります。これを計算すると増加率 15.81% になりまして所謂昭和 39 年度の人口を推定いたしますと単利法により 154,600 人となります。即ち内務省の理由書にある 118,937 人にはならぬのです。単利法によれば内務省の理由書にある 118,937 人に比して 35,663 人の増加を見るのです。故に昭和 39 年の 118,937 人になる前に既に飽和状態に陥るのではないかということです。

委員：松山の幹事にお尋ねいたしますが一人当たりの坪即ち密度は何ほどが飽和状態になっておりますか。

幹事：大正 9 年から大正 14 年まで 5 カ年間の 6,455 人の人口増加数は松山市提出の人口調によるものであって、実際は大正 9 年に 64,000 人であったものが大正 14 年に 75,000 人になっておるように認められます。

幹事：人口の密度は内務省の調によれば一人当たり 40 坪となっております。

委員：人口の密度はいかなる都市でも変わりありませぬか。

幹事：非常に密集した都市は一人当たり 29 坪、人口の希薄の都市でも一人当たり 40 坪、最高 80 坪が大体標準になっております。旧市の現状は既に一人当たり 20 坪乃至 18 坪という飽和状態を過ぎております。但しこれは平均してのことであって、あるところには一人当たり 50 坪の所もありますからやっぱり平均すれば一人当たり 40 坪という大体目安がつくのです。市街地一人当たり 40 坪というのは所謂合併せる新市街地も旧市街地もひっくるめて 40 坪と見積もるのです。

幹事：私が飽和年限を昭和 39 年と申しましたのは道後湯之町及び桑原村を入れてのことでありまして単に松山市だけなれば昭和 28 年であります。

議長：先程読会を省略するが如く申しましたが、議案の性質上質問読会が一緒になりました。議長の意見に依り読会を省略し質問も意見も自由に願いたいと思います。

委員：私はこの際、会に少しく意見を述べてみたいと思います。まず松山市の都市計画の区域を決定するには将来の人口増加の情勢を調べ最合理的飽和数字を想わしてみたいと思います。それには私の調べた人口増加率より本市の標準を決めてみるといたしましょう。

本市状態を見るときは本市と道後湯之町とは経済的又社会的のその活動を一つにしております。我々はこの両者をひとつのものとして見たうえで計算するのが最も至当であると存じます。そうすると両者の人口は大正 9 年国勢調査に於いて松山市は 64,686 人、道後湯之町は 4,925 人、合計 69,611 人となります。又大正 14 年の国勢調査によれば松山市が 74,917 人、道後湯之町は 5,432 人、合計 80,349 人となっております。しかしてこの 5 カ年間の人口増加率は 15.43% の増加率になります。然るに両者合併人口密度の状態からみて旧松山市の人口密度は一人当たり坪数は 18 坪、旧道後湯之町は 17 坪であります。然るに現在内務省の人口密度が一番稠密な所でも 20 坪となっておりますから、人口飽和状態は既に過ぎ去っております。現に松山市の人口が比較的希薄といわれた旧 4 か村又は道後方面に向かい合併前に既に道後村に入りこんで頻りに家を建ててある情勢であります。私はこの現状より考えてみますと今両者の有する利用面積は 5,812,300 坪でありまして、これより一人当たりの標準密度である一健康地 40 坪を得んとするには約 145,300 人を入るに足るだけです。ここに於いて国勢調査の人口増加率は 5 カ年間に 15.43% を示しておりますから将来飽和年限となるのは今後 27 年即ち昭和 30 年になるのです。尚内務省の理由書には隣接村として桑原村を入れるという計画になっておりますが同村の利用面積は 967,800 坪であります。過去大正 14 年以来桑原村の人口増加は頗る振るわずむしろ松山、道後の人口が飽和となった暁は桑原村へ人口

が溢流するだろうという方針であります。桑原村現在の人口密度を見ますと標準人口密度は一人当たり 80 坪でありましてこの収容人口は 12,100 人であります。故に松山及び道後湯之町の人口が飽和後は専ら桑原村に人口が溢流するだろうということになっております。しかして国勢調査による人口増加率による松山市及び道後湯之町が飽和となるのは 5 年弱となっております。従って松山市と道後湯之町及び桑原村の三者が一体となって将来の人口増加関係を見ると昭和 32 年で始めて人口が飽和となるという計算であります。単に人口増加関係—人口密度の点から見れば松山の都市計画区域は内務省の諮問案で一見差し支えがないように思われますが、但し彼の大正 9 年並びに大正 14 年に行われた国勢調査による人口増加率によって現在並びに将来の人口増加の数字を予想するときは頗る相違があるのであります。相違があることを言明せられるのです。即本市の過去に就いて考えてみますと地方鉄道の如き伊予鉄道はまだ拡張せられておらずこのほか交通機関も完備をみなかったのです。然るに今日の如き現状からみても頗る交通機関が拡張され今日伊予鉄は電化を見るとし国鉄も開通しその沿線三津浜の如きも築港の実現を見るに至り又本市上水道計画も近くならんとし、その他色々将来に向かって発展すべき幾多の材料が横たわっております。されば今後発展を伴い人口増加率は既往に比して頗る相違があります。その増加率にはすばらしいものがあります。これに対し只桑原村に利用面積があるから之を利用すればよい云う事には単純な考えであります。今後 32, 3 年を待たずして又復人口増加の為の土地不足を感ずるのでありますから内務省の区域に満足してはおられぬのです。次に隣接町村との社会的及び経済的關係からみて我々の意見を述べるのが最も必要であると存じます。内務省の都市計画決定には人口増加率のみに重きを置き隣接町村の社会的経済的關係には重きを置いておられぬように思われます。この点については経済的又は社会的将来又歴史的關係に考慮を払いよほど慎重に考えてもらえねばなりません。私の見る都市計画区域問題は人口増加率、人口の密度ということも重要な標準となることは勿論であります。その一面には市を中心に周囲を調査して経済的又は社会的に市と名実共に交渉を持っておる点を考慮して之を都市計画に取り入れしかして社会的もしくは経済的に両者が一体となり共同的施設を行わしめることが重要な点であるのです。この点が都市計画本来の使命であって、私等子孫に之が現れて来るものと思ひます。そこで私どもの見地からすれば隣接町村を加えると申しても桑原村を加えるということは全体余り希望せぬのです。桑原村は御承知の通り経済的關係社会的關係に於いて相違しております。その人口密度のごときは非常に相違しておりますが実際に於ける市と桑原村とは距離が近くにありますが地勢上から考えますと石手川の堤防という障害に隔てられ之を越えてまで今後近き将来に於いて松山市の人口が桑原村に溢流することは容易のことではないと考えられます。従って桑原村をその区域内へ取り入れ桑原村に共同的相互的施設を営むことは感服はできません。一方、道路計画を立てるにあたりその道路に就いては隣接町村においても市においても内務省の了解を経ねばならないのでありますが、了解せられず意見の相違をきたすがごときことはないかの考えを持っております。そこで最經濟狀、社会上密接の關係ある三津浜並びに味生村を之に加えていただきたいということを主張したいのです。今その理由として改めてここに申し上げますと、都市計画上都市と港湾とは密接な關係があります。港湾なき都市は頗る發展に阻…をきたすのです。されば港湾都市が發展をいたすのは必然的であります。されば松山市の生産物の輸出港として又将来市民の日常必需品の輸入上の影響を考えますと物資輸出入港として三津浜及び高浜を掌中に持つことと否とは密接な關係を持っております。しかも三津、高浜両港は我が松山市の咽喉として存在するのみならず、三津、高浜は本市がある時に始めて意義があるのであります。即ち本市があつて両港の存在が意味があるのであります。されば両港は本市と一体にして不離の立場になければなりません。三津、高浜の物資輸出入トン数並びに金額は未だ詳しく調査はできておりませぬが、本市に配布された貨物輸出入トン数は合計

722,800 トン、この金額は 9,180 万円で年々増加しております。最近 5 カ年間の統計に明らかに示しておりますが、この輸出入貨物が松山市に直接関係あることは改めて申しあげるまでもないのです。

斯くの如く経済的関係の密接なものがあるため一応ここに御申し上げた次第です。更に伊予鉄の貨物輸送上並びに旅客数量等から言っても夥しき数に達し、両者の社会的経済的関係は表に依ってあらわすことが出来ぬ位です。又交通上の関係から言っても両者終点までの時間は汽車で 30 分、電車で 20 分、自動車で 15 分、自転車で 2, 30 分くらいで、何れにしても 1 時間は要せぬのです。更に将来はこれが都市計画に依り三津浜の境となっておる衣山を切り開き相互間の連絡を図り尚道路面が修繕改良されるにおいては交通時間は更に一段と短縮することが出来て約 15 分くらいになりましょう。又自動車の往復時間においても 2, 3 分間は減ずることが出来、又貨物運搬の経費においても非常に違ってまいりましょう。故に両者の距離を出来るだけ短縮していきたいと考えるのです。尚私がここに緩々申し上げねばならぬわけはこの点にあるかといえは三津浜町及び味生村を度外視して都市計画をたてんとすることは頗る愚であると感じるが為であります。尚又一方味生村を特に選び都市計画の中に入れた所以のものは三津浜町と土地が連続しており道路網を張る上から言っても好都合であるために都市計画の中に入れたのです。又松山市の下水道は味生村との関係はどうかといえは、味生村を度外視して出来ぬのでありまして、下水道の放流問題は三津浜及び味生村と密接な関係があり、今後共同計画問題その他の問題についても都市計画の中に入れる必要を生じて参りました。それから味生村並びに三津浜町を都市計画に入れる必要を生じてきたのは本市と三津浜の中間に工場地帯が存在することです。即ち国鉄松山駅の後口附近が工場地帯になると思われるに至ったのです。なぜ工場地帯になるかといえは工場地帯には良い水がなければならぬことは無論であります但同时原料並びに生産物の運搬に於いて多くの費用をかけぬでもよい所が必要です。又燃料たる石炭の運搬費を多額に支払わずに済み又地価の余り高くない所が工場地帯として適当です。この適地は三津浜、松山の中間に介在する為現在でも識者は国鉄以西に於いて工場を設けつつあります。こういう理由のもとに私共は今までに既に計画が出来ておりますのは道後湯之町の外市に最も密接な関係のある三津浜町味生村両町村並びに桑原村を加え一市二町二村を加える計画であります。尤も桑原村は山地部を除き都市計画をやるに最も都合のよい所を加えたいと考えるのです。しかしてこれら計画の利用面積は 9,302,100 坪でありまして現在松山市の利用面積に比して 1.95 倍になります。現在これら各市町村の人口を加えたものは約 111,600 人でありまして人口の標準密度は松山、道後湯之町、三津浜町、味生村及び桑原村を合わして市街地一人当たり 40 坪、外郊部は 80 坪位でありまして 19 万 9 千余人に達したとき飽和状態に達します。即ち大正 9 年以降現在までの人口を基調とし最少自乗式より人口増加率を調査してみますと今後 34 年後即ち昭和 38 年に於いて人口飽和の域に達する訳であります。この人口飽和年限は又頗る適当の範囲であろうと思ひます。

かような点から私共は三津浜町及び味生村をこの際都市計画区域に加え内務省の諮問案に之を編入することを希望する次第です。

委員：私にも意見を述べさせていただきます。諮問案に依れば都市計画区域は松山市外道後湯之町、桑原村を加え、之を以て松山市の都市計画区域にするということは一番としては賛成いたしかねる所であります。又松山市、道後湯之町、桑原村の外に三津浜を加え尚味生村を加えると今委員さんからの御意見でありましたがこれは頗る不徹底で首肯することができません。即ち道後湯之町を都市計画に加えることは異論はないのです。又桑原村を加えるということが内務省の諮問案になっておりますが、我々はこれを入れる必要を認めませぬ。桑原村の一部は成程市街地に接近しておりますが桑原村全体から言えは総ての点に於いて経済状態、社会状態等を異にしております。又交通機関もありませぬ。将来に於いては桑原村に新たに電車出来るかも知れま

せぬが、但し交通機関が急にできるものとは想像はできません。桑原村が都市計画の必要状態になるのは余ほど先のことであります。しかして住宅地としても最上のもではありません。尚三津浜町を都市計画に加える必要がありとすれば高浜を除くことは不徹底で到底不可能のことで。松山市は商工都市として発展を成すべく都市計画を立てねばなりません。それには港湾地帯たる三津浜及び高浜を除外して計画を立てることは不都合であります。都市計画を立てるには利害の全く同一のものを加える必要がありますが三津、高浜を加えることは全くその同的に…生活状態においても利害関係においても松山市と変わらぬ情勢にあります。然るに将来松山市がその都市計画を立てるにこの区域を無視して都市計画を立てたことは全く目先の見えぬ話であり、到底完全な都市計画を立てることは出来ませぬ。松山市は商工都市として立ちゆかぬばなりません。三津浜港は松山市の玄関口であり松山市はこれに向けて発展しつつあるのが現在の情勢であります。殊に交通機関の状態であります。今日鉄道の速力時間は三津浜松山間の速力時間は古町駅から三津浜間の所要時間が12分間あります。昨年いっぱいには複線電車も出来ることとなり既に工事にかかることとなっておりますから之が実現も遠くなく従ってこの複線電車が出来た暁には古町三津浜駅間は10分間以内に行くことが出来ます。現在三津浜の上に高浜を加えましても20分乃至25分間で行くことができるのです。この交通機関が便利になりかつ頻繁発着なるようになれば新濱村方面の人口は…力を増してまいります。かくてことごとく電化した場合にはその中間には色々の停留所が出来てその境が取り除かれ大きな人口を有するに至り接続関係を生ずることは丁度広島と宇品の関係と同じでありまして、今日は宇品の広島か、広島と宇品かといわれるがごとく総て往来が頻繁に行われつつあることと同じ理屈であります。現在道後松山間の路線間には余り家が建たなかったのでありますが、複線電車ができ、停留所がそここに出来るようになりますと僅か5カ年の間にたちまちにして家が建ち並びここに接続する状態になりました。松山と三津浜との交通機関が一層便利になりますので、その中間も便利になることを今日既に予想して沿線に段々住宅計画を建てるものが多く出来て参りました。殊に中央衣山附近一帯から三津浜、高浜、梅津寺方面には既に住宅計画を建てるものが沢山ある状態ありますから、複線電車が出来た暁には俄かに住宅を増し市街地が延長し発展することは疑いないと考えられます。故に松山市の都市計画を建てるにはいかにしても三津、高浜を引き放して別に立てることはできません。現に数年前完成した下水道工事は松山だけでは済まず三津浜にも関係を生じ今日紛糾を生じております。即ち松山の下水が三津浜の港に流入すると非常に難問題を生じ当局も非常に困却しておられます。三津も松山も共に困っておられます。松山も三津浜も今日のことを思わず別々に水道工事を計画していたので今日紛糾をきたしているのです。後日のことを思えばこのような失敗は起こらなかったでしょう。全く三津浜も高浜も松山も統一的立場で総ての計画を立てていく必要があります。然るに松山市が三津浜を入れて高浜を入れぬことは全く不徹底であります。今日松山市の玄関口として三津浜及び高浜の二つの港を持っておりますがこの二つの港はいわば一つの港でありまして殊に御承知の如く高浜は毎日汽船だけが入ってまいります。そして汽船積みの荷物は総て高浜から積み出します。三津浜は帆船だけが入りまして帆船積みの荷物は皆三津浜港から積み出します。併し歴史に於いては三津浜港が古く高浜港は新しい港で汽船による旅客又は汽船による貨物は高浜へ松山方面から運ばれております。併し三津浜高浜を二つのものとするのは非常な間違いであります。丁度港から言えば高浜は汽船専門の港であって高浜は外港、三津浜は帆船専門の港で内港であります。丁度その関係は神戸兵庫と同一的關係にあります。今日までの行政区域は高浜は新濱村に属し一方三津浜町は町として独立しております。之が為行政的から言えば高浜と三津浜とは二つになっております。所が事實は全く一つの港で外港と内港と二つの港に依り貨客輸出入を完全に果たすことが出来るのです。それ故非常…に出入り船舶のトン数は両港のものを合計すれば四国中第一でありまして高知の浦戸港、徳島の小松島港、香川の高松港に比較してみますと三津高浜に出入

りする物資乗降客又汽船トン数等はるかに多いのです。又瀬戸内海に於いて比較して見ましても神戸、下関等には劣りますが、その他の各港で三津高浜両港に追いつく港はないのでありまして瀬戸内海を通じましても最も大きな輸出入港よりは劣るがその他は乗客人員においても汽船トン数においても最も大きな港であります。この大きな港を松山市は港に持っているのであります。されば松山市はこの玄関口たるこの大きな港を無視して都市計画建てるということは到底出来ぬであろうと思います。然るに松山市では都市計画の中に三津浜港を加えているが、高浜港は入っておらぬのです。先刻お述べになった理由に依っても高浜を入れることに就いては徹底を欠いておりますが、この都市計画の実は不可能であろうと思います。

県は三津浜に補助を与え三津浜港の改修を計ることに決定しております。この三津浜港の改修補助が決まって計画を進めることは丁度港の南側に属する三津浜港のみ改修し、港の北側新濱村に属する高浜を放任することになります。三津浜港を改修するとともに新濱に属する高浜両方の港を改修してこそ始めて完全になるのです。これと同じく三津浜を都市計画に入れ新濱村の高浜を都市計画より除くことは、港の左側を都市計画に入れ右側を除外することは、丁度一つの港の右側を取り左側を放っておくことと同じでありまして三津浜のみを取り入れるという都市計画は到底実現はできません。元来三津浜と高浜は行政区域が別になっております。なるべくこの2つの港はひとつの港になすべく県に於いても合併を…し松山に於いても円満に合併せしめんと色々の機会を作っております。現在三津浜町においても新濱村の高浜と合併せんと協議中でその協議は順序良く進みつつあるのであります。この際港の南側に都市計画を立て北側に都市計画を立てぬことは仮に三津浜に共鳴しても高浜は同意せぬでありましょう。されば三津高浜を全く一つの港と見なし相互的に都市計画を立てるのでなければ完…せぬでありましょう。先程より人口増加に伴って将来の飽和点について段々議論がありましたが三津浜町と新濱村の内平坦部高浜港を都市計画の中にいれますと人口の密度が加わり飽和点に早く達するだろうと思います。高浜港は非常に平地が少ないですが人口は非常に多いのです。故に新濱村の平坦部と高浜港方面を都市計画に入れますときには只今ご説明になった人口の密度が高くなり飽和点に早く達することは実に疑いないことだと思います。故に私は諮問案の上にこのように付け加えたいと思います。即ち松山市と温泉郡道後湯之町、桑原村、三津浜町、味生村、新濱村の平坦部を入れることが都市計画に上適当と存じます。

委員：只今委員さんの御説明を拝聴いたしましたでしたが私どもも最もと存じます。じつは都市計画を立てるについては松山市の都市計画でありますから高浜を加えたく希望を持っておりました。始め都計準備委員会を開くことに決定しました際は勿論高浜を度外視する考えはなく勿論取り入れる考えでありました。高浜を取り入れて立派な都市計画を立てる希望を持っておりました。初めの会議においても三津浜を入れて高浜を除く考えは勿論私共…間に捨ててはなかったのです。只内務省より参りました諮問案は松山、道後湯之町並びに桑原村という内容が極めて狭く松山の幹事からも極めて縮小せられた区域にせねばならぬという意見であり内務省の意見を見てもなるべく縮小せねばならぬことになっていたのです。但し委員会に対する予備的会合を松山市で開き協議しました結果は石井村、余土村、桑原村まで加えてあったのですから桑原村を入れて高浜を除くことは不徹底であるという意見を持っております。私どもも遺憾である点は認めますがやむを得ずして高浜が除かれた次第です。併しながら三津浜町、新濱村は大体合併の議が熟しているとのことですから合併後は同一行政区域に入りますから都市計画にも新濱村を編成するのが当然です。之を除くことは頗る遺憾であります。只今委員さんより高浜を除くことは頗る不徹底であるという理由を述べられました私も之を除くことは頗る遺憾であると思います。故に私の申し上げた議論内に只今委員さんの述べられた御意見即ち三津浜の外に新濱を加え入れるということは私も異議はなくこれに同意したいと存じます。

委員：私も委員の説に賛成します。以上の問題については委員各位それぞれご意見があるだろうと存じます。併し委員が松山市委員として意見を述べられましたかどうか松山市の都市計画でありますから市委員の意見を尊重くださいますとなるべく全会一致にて円満に御決定下さらんことを特にお願いいたします。

議長：時間が余り遅くなりまして頗る御迷惑でありましょう。昼食を済まして御意見を聞き採決したいと存じます。それでは休憩いたします。

議長：それでは午前に引き続き開会いたします。

委員：私にも少し意見を述べさせていただきたいと存じます。先程委員さんから答申案に就き希望を述べられましたが生共の代表的意見でありまして別に反対説があるべき筈はないと思いますが公平に御採決下さる知事閣下には先程御出で下さったのでありますから松山市委員が市の答申案を決定するにいたった模様を御参考までに申し上げます。その時市会が答申案を決定したその答申案に配布された書類の中にありますから御承知でありましょうか。視界は満場一致を以て決議したのでありますから先ず松山市民の輿論と申し上げてよいのであります。この点を御賢察くださいますと松山市に三津浜町及び桑原村並びに味生村を入れて答申するという案に対し公平に御採決くだされば非常に結構であると存じます。一寸一言申し上げます。

委員：私は左の答申案に対し御採決を願いたいと存じます。

答申書

“松山都市計画は御諮問の区域の外温泉郡味生村、三津浜町及び新濱村の平坦部を加えることを必要と認め此の段希望するなり。”

どうかこの案に御採決を願いたいと存じます。

議長：原案の外に拡張することを希望せられるのですな。

委員：先刻来色々のお話がありましたので私から詳しく申し上げる必要はないと思います。議論としては勿論松山市委員の述べられた如く松山市は今までは旧来の御城下式発展をなしてきたのであります。今後は工業の上に…又商業の上に著しく発展してゆく、之が為には三津浜及び高浜を玄関として港湾都市を計画して発展せねばならぬという御説には私共も御尤もの次第であると考えます。併し私共はこの付近を通りましたことが数回あります。数回参って単に地勢を見たにすぎぬのであります。松山市と三津浜との中間にやっぱり 2、3 の小山が聳立しておるので各々この小山に隔てられて将来発展してまいりましてもやっぱり隔てられた 2 個の市街地であり 2 個の土地であるという考えを我々は持っております。併しながら都市と港湾とは将来お互いに共存共栄上両方が連絡を取る必要があります。それには道路というものが連絡を取るに必要があることを感じつつある次第であります。これは神戸、大阪の間には重要道路で連絡を図っておりますが都市計画には入れませぬ。これは行政上の関係を以ているからでありまして殊に区域の点から申し上げても他の部分を除くという時にはそれぞれ行政上の問題が起こってまいりまして都市計画により利益の土地に特別税を負担せしめねばならぬというなかなか煩雑な事情が出来て参りますからなるべく行政区域と一致せしめたほうがよいという考えを持っております。勿論三津浜を将来入れることは私共も賛成いたしますが今俄かに直ちに都市計画区域に入れられぬということは皆さまも承知されることと存じます。要するにこの点は時期の問題でありまして将来に於いて入れることは賛成いたしますが時期…という点がこの際…案だろうと存じます。尚可決せられた各方面の答申案の中には希望つきの答申案がありますが希望つきはなるべく避けたいと思います。希望を付け加えて答申案を出されんが如きは

地方委員会として適切ではないとの意見を持っております。一寸一言申し上げます。

委員：只今委員さんの御説は敬服に堪えませぬ。今私は都市計画に就いて全国の都市計画の答申の模様を御参考に供するため一言敷衍したいと存じます。長岡市の都市計画決定に就いて市が答申したのは諮問案以外の4か村の一部ずつを編入することを希望するといたしましたが委員会の答申は諮問案の外に1村の一部を編入すると答申しました即委員会答申通り決定いたしました。又豊橋市の都市計画決定に就いては同市が諮問案の外町の一部を編入すとてその旨を答申し委員会は市と同意見と答申しました。即市及び委員会の意見通り決定いたしました。富山市の都市計画決定には市の答申は諮問案は他村の編入を希望すとて答申し委員会は諮問案を適当と認む適当の時期に於いて他村追加編入を希望すとて希望を附して答申しております。所が決定は原案通りに決定しております。その後富山市から東岩瀬港を入れたいと希望いたしました希望を止めていたため之を入れるのに約5カ年間も遅れております。こういうわけでありますから委員会で修正せられる場合にも単に希望するだけの場合には遅れる点をあらかじめ御承知を願います。ただ今議論がありましたが三津浜と松山は個々別々にやるがよかろう、或いは追加してもよいとのお話を伺いましたが、都市計画なるものは追加…せられるのと直ちに今実行するので大変松山市の立場から言って利害関係に相違があるのです。内務省の諮問案にある桑原村のごときは先ず不必要です。一旦道路計画に着手しても私共が痛切に必要を感じますのは三津、高浜との連絡道路でありまして特別道路を設けたいと計画しつつある次第であります。之を普通の土木協議会に依り協議いたしますと都市計画法に基づき協議いたしますのでは非常に利害関係を生じて参ります。私共は都市計画によりこの事業を遂行したいのです。こういう点が追加の点と違うのです。尚道路を完成せしめるための道路網を造る必要がありますが之は都市計画により第一着手に計画せねばなりません。道路網も三津浜方面に設けることが私共松山市の都市計画の上が一番大切であります。桑原村方面へ向かつては不必要で道路網にも桑原村方面は入れておらぬ点に依り御当局においても御熟考くださいますことを希望いたします。又都市計画の目的に向かつてはその内容に基づき相互的に決定していくのです。例えば道路でも下水道計画にしてもその他の事業でもことごとく共同的に相互的に進めてゆかねばならぬのです。そこで経済的、社会的見地からいいますれば先程も少し述べました通り桑原村を松山に入れることは全然その必要がないのであります。それに引き換え三津、高浜を取り入れ市将来の計画を進めてゆけば相互的に衝突は全然ないのです。殊に長年患っておる三津浜と松山間の感情も融和も取れるのであり尚下水道問題なども解決しうるので。このように幾多の政治的意味においても我々は三津を取り入れることに向かつて全力を注ぎたいと思うのです。

古い時代のことでありますから今の知事さんは御承知ならぬのでありましようが今より20年前知事時代に三津浜港に立派な築港計画が樹立され県会にも之を出し可決され之が実現せんとして捨て石までされたのでありますが、この時改変がありまして知事さんは変わられて後の知事さん為此の計画は一朝にして根底から覆されてしまったという痛ましい歴史を持っております。故に私共の希望としては三津浜を松山都市計画区域に編入し共同的計画を立て三津浜町と握手してゆけば三津浜町の発展上に幾多も貢献すべきことがあることは疑いないのです。何が故に斯くの如く不必要な桑原村を入れて三津浜町の如く将来必要な町を除外せられるかその理由を…見するに苦しむものであります。しかしながら私共は今日においても桑原村が不必要な為除外せよと反対論を試みざることは予め御承知置きを願いたいのです。尚考えてみますれば三津浜港灣は高浜港とともに将来幾多も改善修築を加えるべき事業があります。しかして都市計画事業には特別の賦課は勿論ありますが之は利益負担金ともいべきものでありますから何ら苦痛ではなく都市計画の実現に依り受ける利益の方が多いのであります。三津浜にいたしましても今の都市計画に入れたならば三津浜町の受ける利益は非常に大なるものがあります。若し三津浜町を除くことに決定したならば三津浜は将来喜ばぬ

ものと思います。内務省の諮問案たる都市計画はその区域が縮小されてありますが私はこれに対し異論を挿むものであります。しかしてこの計画は道路網に依る市街地を建設すべく三津浜を付け加えんというのです。即ち大峰ヶ台通称西山南方に一線の道路を敷き三津浜方面に向かって延長させ三津浜から高浜に連絡を取るのです。かくすれば…道の坂路が平坦になるのですから各部落とも進んでこの計画に喜ぶであります。道路網を築くとともに都市計画に入ると漸次人口も増加いたします。殊に伊予鉄の電化により所々停留所が設けられ停留所付近には家もたくさんできて参り工場も立てられます。このように考えて参りますと今日都市計画に繰り入れることは道路網の上から又下水道による紛糾を防ぐ上から言っても誠に理想的都市計画であると思います。我々は桑原村を取り除くなどと申しませぬ。桑原村も入れてよろしゅうございます。その代わりには三津浜、高浜、味生村を取り入れる希望条件を付け加えたいのであります。私は委員さんの説に満場一致を以て賛成せられ決議あらんことを委員諸君に希望するのです。

委員：私も概括的考えから言えば委員さんの御提案に反対するものではありませんが仄聞するところによれば三津浜町にもこの都市計画に加わるについては色々異見があるように承っております。このような次第でありますから私もこの主旨には敢えて反対するものではないが将来三津浜町との間に輿論が一致したときこれを加えても決して遅くはないと思うのです。故に委員さんの修正案については、
“松山都市計画は御諮問の区域の外将来に於いて温泉郡味生村並びに三津浜町及び新濱村の平坦部を加えることを必要と認め此の段希望する也”。斯様に「将来」という文字を加えて御決議あらんことを希望いたします。

委員：私は只今委員さんの提出された答申案に賛成いたしたいと存じます。色々よい御意見を聞かしていただき全く感心いたしました。但し只今委員のお話によれば三津浜町では最近色々の計画を行っておられることと存じます。はたしてこの際都市計画を行いましても三津浜の為によいのか悪いのか利益になるのかならぬのか分かりませぬ。今の場合私は三津浜と松山市と一緒にすることは三津浜町にとって良いとも悪いとも判断がつきかねます。故に将来適当の時期において松山市と合併さすべく都市計画区域を編入させるということは最も穏当の処置と考えます故に兎の意見に賛成いたします。

議長：これより採決いたします。委員の御意見は原案に賛成せられその上に三津浜、高浜、味生村を付け加えたいと希望せられるだけですか。

委員：条件付き希望です。松山都市計画は御諮問の区域の外温泉郡味生村並びに三津浜町及び新濱村の平坦部を加えることを必要と認めこの点希望するなりというのです。

議長：委員の御意見は先程委員の御意見に就き色々特別の御意見があったようですが何か希望をつけられるのですか。

委員：委員さんの意見に賛成いたします。

議長：大体議論も尽きたように思います。

委員：先程委員の御意見と委員の御意見がでしたが御採決は原案と委員案、委員案と三つの案に就いて御採決となりますか。

議長：三つの案に就いて採決いたします。大体議論は尽きたようでありますから。

委員：簡単に一寸申し上げますが委員の原案に対し修正意見がでております。委員案は原案を認め更に希望条件を付ける御意見であります。委員案も原案を認め更に委員としての希望条件即ち「将来」という文字を挿入しての御意見でありますから三つの案ではなく四つの案と思われませんが。

議長：委員は第一希望条件を附して答申することに賛成していますから結局原案と第一番案と第二番案と三つになります。

委員：委員さんと質問いたしますが将来という文字に就いて御意見を伺いたいと思います。今「将来」という文字を入れるという御意見であります併し大体において委員さんの案に賛成されておりながらこの間三津浜、新濱村の心持が分からぬから将来という文字を加えるといいましたが私共考えますのに三津浜側がこれに対して賛成であろうか不賛成であろうか知ったことではないのです。そのようなことを我々は考える必要はないと思います。松山市を中心としての都市計画でありますから当然委員案により答申すべきものでこれに対し三津浜、新濱、味生村等がこの区域に反対がありまして我々はその様なことを考える必要はないのです。即ち松山市を根本として立てねばなりません。将来においてやるというのでは一向意味がどの辺にあるのか我々には分からぬのです。都市計画を立てるのでありますからこの際原案に賛成せられるのかせられぬのか、もう少しはっきりと決めて戴きたいのです。

委員：委員さんの御質問にお答えいたします。私は先刻も申し上げましたように概括的に委員さんの案に賛成いたします。但し三津浜町にありては色々松山市の都市計画についてお世話を加えてもらいたいという色々異論のあることを聞いております。委員さんの松山市の都市計画であるから三津浜の反対や賛成は考慮に入れる必要はない異論のあった時適當の方法を講じてもよいというもの一つの意見であります之は見解の相違でありまして三津浜側に異論のあることが分かっておりながら之を直ちに入れることは不穩当であるというのも一つの意見であります。これは要するに意見の相違であります。私は先刻申し上げました通り三津浜に異論のあるものを今日直ちに入れることは不穩当で三津浜町の輿論が一致した時と申しましても程度問題であります略三津浜が都市計画の区域に入るのを希望する様になってから之を入れても決して遅くはないと思います。又之が穩当の方法であると信じるのです。要するに委員さんの御意見と私の見解とはそこに相違があるのです・別に矛盾したことを私は申し上げたように思わぬのです。

議長：採決いたします。委員の提出せられた「松山都市計画は御諮問の区域の外温泉郡味生村並びに三津浜町及び新濱村の平坦部を加えることを必要と認めこの段希望候なり」という条件つきにして答申したいという案に御賛成の方は起立。

(起立 5名)

議長：委員の案「松山都市計画は御諮問の区域の外将来に於いて温泉郡味生村並びに三津浜町及び新濱村の平坦部を加えることを必要と認めこの段希望候なり」という希望条件付きの答申案に賛成の方は起立。

(起立 6名)

議長：委員の提出された希望条件付きの答申案が成立いたしました。

委員：採決の際委員さんが委員さんの案に対して起立されたのはなぜですか。

議長：委員案が否決されたのでその委員案に近い委員案に賛成されたのであると存じます。

議長：これで今日の都市計画諮問案に対する会議を終わりました。松山市会議員諸君の熱心なる御希望のあるところを我々はよく拝聴いたしました。しかし御意見のありました通り三津浜港は当市の玄関口ともいふべき港湾であります。行政上には議論がありましようが都市計画上将来は十分考慮すべき余地があります。御希望の向きはよく考えております。我々は将来松山市の商工業發達に対しては努力する考えであります。この辺は御承知置き願います。ご多忙の際時間を割いて長い間御審議くださいましてありがとうございます。

第4回愛媛都市計画地方審議会（昭和7年3月9日）

午後1時30分愛媛県参事会室に於いて開会、同日午後2時30分閉会。

・出席者

会長

委員 11名（うち代理1名）

幹事 1名

書記 1名

囑託 2名

番外幹事 1名

・議事目録

1. 報第7号、会長、委員、幹事移動報告の件

1. 議第5号、今治都市計画街路に関する答申の件

議長：之より第4回都市計画愛媛地方委員会を開会いたします。皆様にはご多忙の所わざわざお出で下さいまして洵にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。所で昨年8月24日に今治都市計画街路決定につきまして内務大臣から本会に諮問がありましたから之に対してご審議を願いたいというのでお集まりをお願いしたのであります。之から議事を開くことといたします。議事規則で補欠委員の方は前任者の議席におつきになるということになっているそうですからその様に取り計ります。どうかご了承を願います。尚議事規則第8条によって議事録署名者は議長から指名することになっておりますから指名いたします。このお二方をお願いいたします。

それから報第7号、会長、委員、幹事の移動報告の件につきまして之はお手元に印刷物を差し上げておきましたから朗読を省略し御承知を願います。

報第7号、会長、委員、幹事の移動報告（△印は退任者）

就任年月日	退任年月日	資格	官職名	氏名
	昭和5年8月26日	会長	愛媛県知事	△
昭和5年8月26日	昭和6年12月18日	同	同	△
同	同	同	同	
	同5年1月3日	委員	松山市会議員	△
	同	同	同	△
	同	同	同	△
同5年3月5日		同	同	
同		同	同	
同		同	同	
	同5年7月19日	同	鉄道局長	△
	同5年8月15日	同	松山市長	△
同5年9月12日	同6年9月12日	同	鉄道局長	△

議長：之からいよいよ議第 5 号、今治都市計画街路決定に関する内務大臣の諮問に対してご意見を伺い審議決定したいと思います。議案の朗読をいたします。

議第 5 号 昭和 6 年 8 月 24 日内務省援都第 1 号内務大臣諮問今治都市計画街路決定の件

昭和 7 年 3 月 9 日提出 都市計画愛媛地方委員会
内務省援都第 1 号 都市計画愛媛地方委員会
今治都市計画街路左の通決定せむとす。
右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。
昭和 6 年 8 月 24 日 内務大臣

今治都市計画街路の部

第 1 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 24 間以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とす
 - 第 1 類 幅員 20 間以上
 - 第 2 類 幅員 16 間以上
 - 第 3 類 幅員 12 間以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とす
 - 第 1 類 幅員 10 間以上
 - 第 2 類 幅員 8 間以上
 - 第 3 類 幅員 6 間以上
- 4 1 等小路 幅員 4 間以上
- 5 2 等小路 幅員 1 間半以上

第 2 前項に定るものを除くの外街路及び橋梁の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定むる所による

第 3 街路の新設及び拡築並びに位置及び幅員左の如し

1 1 等大路第 3 類

第 1 号線（広小路線）

- ・大字日吉字宝来甲 770 番の 6 より大字今治村字百性町に至り右折し同大字字アコボシに於いて左折し大字片原町に至り右折し大字新町 187 番に至るの路線
- ・幅員 12 間

- ・但し起点付近に於いて面積 700 坪の駅前広場を設け大字新町 134 番より終点に至る区間は幅員 18 間とす

1 2 等大路第 1 類

第 1 号線（今治立花線）

- ・大字今治村字番小路甲 399 番の 4 に於いて 1 等大路第 3 類第 1 号線より分岐し同字に於いて左折し柳町、旭町及び蒼社橋を経て立花村大字鳥生字山の上 142 番の 1 地先に至るの路線
- ・幅員 10 間半
- ・但し起点より大字蔵敷藪の内 1203 番の 1 に至る区間は幅員 12 間、立花村大字鳥生字長丁 877 番

の2より終点に至る区間は幅員8間とす

第2号線（内港大通線）

- ・大字風早町165番に於いて1等大路第3類第1号線より分岐し恵比須町を経て大字蔵敷字旧廓内に至り左折し同大字字大浜1827番の1地先天保山埋立地護岸に至るの路線
- ・幅員 10間半

第3号線（別宮中浜町線）

- ・大字別宮イヤノ元275番の1に於いて2等大路第2類第5号線より分岐し大字今治村字北屋敷に至り右折し大字中浜町27番に於いて1等大路第3類第1号線に接続するの路線
- ・幅員 10間半

1 2等大路第2類

第1号線（内港濱の窪線）

- ・大字蔵敷字旧廓内1716番の1より御厩通及び蒼社川新架橋を経て立花村大字鳥生字先新開1709番地先龍登川堤防に至るの路線
- ・幅員 8間
- ・但し起点より大字蔵敷字旧廓内1514番に至る区間は幅員 10間半とす

第2号線（蔵敷立花線）

- ・大字蔵敷字鴨部地560番の1に於いて2等大路第2類第6号線より分岐し同大字字出口に至り国有鉄道予讃線線路下を過ぎ同大字字柳窪に於いて左折し蒼社川新架橋及び立花村大字郷を経て同村大字八丁字丸田32番の1に至る路線
- ・幅員 8間

第3号線（今治日高線）

- ・大字今治村字矢熊甲339番の2地先に於いて2等大路第1類第1号線より分岐し大字日吉字鷺の丁に至り国有鉄道予讃線線路を跨ぎ日高村大字片山を経て同村大字小泉字八反地348番の2に至り1等小路第9号線に接続するの路線
- ・幅員 8間
- ・但し起点より大字今治村字矢熊甲388番の1に至る区間は幅員10間半同所より大字日吉字鷺の丁甲709番の1に至る区間は幅員15間、同所より同大字字中屋敷甲624番の1に至る区間は幅員10間半とす

第4号線（宮脇片山線）

- ・2等大路第1類第3号線起点より大字日吉字湯殿に至り国有鉄道予讃線線路を跨ぎ日高村大字馬越字鞠庭286番に於いて2等大路第3類第7号線に接続するの路線
- ・幅員 8間
- ・但し大字別宮切手182番の1より大字日吉字湯殿甲845番の1に至る区間は幅員12間とす

第5号線（今治近見線）

- ・大字今治村字百性町甲601番の9に於いて1等大路第3類第1号線より分岐し森見通、別宮町、近見村大字石井を経て同村大字大浜字藪の外106番の1に至り2等大路第3類第10号線に接続するの路線
- ・幅員 8間
- ・但し起点より大字別宮字五反地410番に至る区間は幅員10間半とす

第6号線（今治駅天保山線）

- ・大字日吉字宝来甲769番の1に於いて1等大路第3類第1号線より分岐し同大字字正寺を経て大

字蔵敷字神の木に至り左折して同大字字大浜 1827 番の 4 地先天保山埋立地護岸に至るの路線

・幅員 8 間

・但し起点より大字日吉字鷺の丁甲 719 番の 3 に至る区間及び大字蔵敷敷の内 1202 番の 6 より大字蔵敷字旧廓内 1538 番の 2 に至る区間は幅員 10 間半とす

第 7 号線（第 5 前線）

・大字蔵敷字上河原 62 番の 1 に於いて 2 等大路第 2 類第 2 号線より分岐し大字日吉字用界甲 925 番の 1 に至り 2 等大路第 2 類第 4 号線に接続するの路線

・幅員 8 間

1 2 等大路第 3 類

第 1 号線（広小路蒼社川線）

・大字室屋町 30 番に於いて 1 等大路第 3 類第 1 号線より分岐し 1 番町及び黄金通を経て大字蔵敷字定米 764 番の 2 地先蒼社川堤防に至るの路線

・幅員 6 間

第 2 号線（弥生町線）

・大字今治村字旧廓内甲 9 番の 1 より弥生通を経て大字日吉字ミノコシ甲 35 番の 1 に至り 2 等大路第 2 類第 6 号線に接続するの路線

・幅員 6 間

・但し大字今治村字川原甲 289 番地先より終点に至る区間は幅員 4 間とす

第 3 号線（立花大通線）

・立花村大字鳥生字濱手 1932 番地先より同村大字郷字青柳に至り国有鉄道予讃線線路を横切り同村大字八丁字買尻 424 番に至るの路線

・幅員 6 間

・但し起点より大字鳥生字長丁 877 番の 2 に至る区間は幅員 8 間とす

第 4 号線（龍登通線）

・立花村大字鳥生字先新開 1709 番に於いて 2 等大路第 2 類第 1 号線より分岐し同村大字辻堂字五反地に至り国有鉄道予讃線線路を横切り同村大字八丁字丸田 32 番の 2 に於いて 2 等大路第 2 類第 2 号線に接続するの路線

・幅員 6 間

第 5 号線（蒼社橋横田線）

・立花村大字鳥生字古土居 1378 番の 1 に於いて 2 等大路第 1 類第 1 号線より分岐し同大字字堂の前 30 番地先に至るの路線

・幅員 6 間

第 6 号線（蒼社橋本郷線）

・前号路線起点より立花村大字鳥生字才徳に至り国有鉄道予讃線線路を横切り同村大字八丁字毘沙門 570 番に至るの路線

・幅員 6 間

第 7 号線（日高辻堂線）

・立花村大字辻堂字大水口 45 番の 1 より同村大字郷及び蒼社川新架橋を経て日高村大字馬越字界地 333 番に至るの路線

・幅員 6間

第8号線（高橋通線）

・2等大路第2類第3号線終端より日高村大字高橋字伊予熊51番地先に至るの路線

・幅員 6間

第9号線（駅裏口泰山寺線）

・大字日吉字宝来甲767番の1より青木通を経て日高村大字小泉字角田555番に至り1等小路第9号線に接続するの路線

・幅員 6間

・但し起点より大字日吉字京新甲994番に至る区間は幅員8間とす

第10号線（駅裏大通線）

・大字蔵敷字田口632番の1に於いて2等大路第2類第2号線より分岐し大字日吉字湯殿甲857番の1に至り2等大路第2類第4号線に接続するの路線

・幅員 6間

第11号線（県女北裏線）

・大字日吉字湯殿甲843番の1に於いて2等大路第2類第4号線より分岐し夏目橋を経て同大字字長畑甲1662番の2に至るの路線

・幅員 6間

第12号線（今治駅漁師町線）

・2等大路第2類第6号線終端より大字別宮を経て大字今治村北屋敷甲1046番の1に至り1等小路第14号線に接続するの路線

・幅員 6間

・但し起点より大字別宮字前田162番の1に至る区間は幅員10間半とす

第13号線（南大門線）

・大字今治村字矢熊甲332番の1に於いて2等大路第2類第3号線より分岐し南大門通を経て大字別宮字砂河215番の1に至り2等大路第3類第12号線に接続するの路線

・幅員 6間

第14号線（広小路近見線）

・大字室屋町226番に於いて1等大路第3類第1号線より分岐し浅川新架橋及び近見村大字大新田を経て同村大字大浜字松本乙41番の2地先に至るの路線

・幅員 6間

第15号線（近見通線）

・近見村大字大新田字中新畑559番地先より同村大字石井字樋屋神480番に至るの路線

・幅員 6間

1 1等小路

第1号線（常盤町線）

・2等大路第2類第3号線起点より常盤町及び川岸端を経て大字新町133番に至り1等大路第3類第1号線に接続するの路線

・幅員 4間

・但し大字室屋町4番より大字本町1番地先に至る間は幅員4間乃至5間とす

第2号線（新中浜町線）

- ・2等大路第1類第3号線終点より大字新町152番に至るの路線
- ・幅員 4間

第3号線（宝来町土居の宮線）

- ・2等大路第2類第2号線起点より大字蔵敷字定米1001番の1に至り2等大路第2類第1号線に接続するの路線
- ・幅員 4間

第4号線（蒼社通線）

- ・2等大路第3類第10号線起点より大字蔵敷字八石新田149番の1に至り1等小路第6号線に接続するの路線
- ・幅員 4間

第5号線（内港泉川通線）

- ・大字蔵敷字旧廓内1680番の2に於いて2等大路第1類第2号線より分岐し同大字字三反地に至り国有鉄道予讃線線路を横切り大字日吉字土手端甲419番に至り2等大路第3類第7号線に接続するの路線
- ・幅員 4間
- ・但し起点より大字蔵敷字三反地319番の1に至る区間は幅員6間とす

第6号線（海禅寺通線）

- ・大字蔵敷字上河原39番の1地先蒼社川堤防より海禅寺通を経て大字日吉字古川甲1037番に至り2等大路第2類第4号線に接続するの路線
- ・幅員 4間

第7号線（虹ヶ淵通線）

- ・大字蔵敷字上河原1番の1地先蒼社川堤防より日高村大字馬越字信興地245番に至り2等大路第2類第4号線に接続するの路線
- ・幅員 4間

第8号線（片山通線）

- ・日高村大字小泉字大縄53番の1地先蒼社川堤防より同村大字片山字内福間391番地先に至るの路線
- ・幅員 4間

第9号線（泰山寺通線）

- ・日高村大字小泉字大縄32番地先蒼社川堤防より同村大字字枝下638番に至るの路線
- ・幅員 4間
- ・但し日高村大字小泉字八反地413番の1より同村大字字保持559番に至る区間は幅員6間とす

第10号線（別名通線）

- ・日高村大字別名字開き17番の2地先蒼社川堤防より同村同大字字藪下704番の1地先に至るの路線
- ・幅員 4間

第11号線（高橋下通線）

- ・日高村大字高橋字大縄476番地先蒼社川堤防より同村同大字上谷1275番地先に至るの路線
- ・幅員 4間

第12号線（桜橋通線）

- ・2等大路第2類第7号線終点より桜橋を経て大字日吉字桜町甲1197番の3地先に至るの路線

- ・幅員 4 間

第 13 号線（竹屋町線）

- ・大字別宮字立丁 306 番に於いて 2 等大路第 2 類第 5 号線より分岐し大字今治村字北屋敷甲 1041 番に至り 1 等小路第 14 号線に接続するの路線

- ・幅員 4 間

第 14 号線（漁師町線）

- ・大字今治村字北屋敷甲 1031 番の 20 に於いて 2 等大路第 1 類第 3 号線より分岐し 2 等大路第 3 類第 12 号線終端に至るの路線

- ・幅員 4 間

第 15 号線（高地谷線）

- ・大字別宮字五反地 411 番に於いて 2 等大路第 2 類第 5 号線より分岐し大字別宮字上河内に至り国有鉄道予讃線線路を横切り大字日吉字持籠甲 1741 番に至るの路線

- ・幅員 4 間

第4 事業の実施にあたり設計に些少の異動を生ずる場合は都市計画愛媛地方委員会限り之を変更することを得
今治都市計画街路決定理由書

今治市は国有鉄道予讃線を以て四国の北部及び西部の都市に連絡し又今治港に依る海運の便備われるを以て海陸の交通運輸日に頻繁を加えつつあるも翻って本市に於ける街路の現状を見るに概ね幅員狭小系統乱雑にして郊外地との連絡完からず。為に日常市民の受くる不便不利少なからざるものあるを以てこの際速やかに街路の基幹を定め交通上その他諸施設の基準たらしめむとす。即ち市の内外に於ける交通状態、郊外地発展の趨勢、今治港修築工事の完成等の関係を考慮し先ず市内に於いて今治駅と今治港とを連絡する 1 等大路第 3 類第 1 号線（広小路線）を初め 2 等大路第 1 類第 2 号線（内港大通線）、同第 3 号線（別宮中浜町線）、2 等大路第 2 類第 6 号線（今治駅天保山線）等の重要幹線を配置し、又市の中央部より東南に 2 等大路第 1 類第 1 号線（今治立花線）、西南に 2 等大路第 2 類第 3 号線（今治日高線）及び 2 等大路第 3 類第 8 号線（高橋通線）、西北に 2 等大路第 2 類第 5 号線（今治近見線）等の放射路線を配し、以て郊外地との連絡を図り更に前期路線を相互に連絡する路線を配置して郊外地の発展に備えんとす。

以上路線数 41 延長 35151 間に達す。しかして今直ちに之を都市計画事業として執行するは財政上困難なるを以て暫く都市計画として決定し市街地建築物法の運用並びに土地区画整理の施行に備えんとするものなり

幹事：私から街路網の決定につきましてご説明を申し上げたいと思います。

街路網を決定するにあたりましては種々考察をいたしましたのでありましてその一としまして形式であります。今治市におきましては現市街地の街路系統は概ね碁盤の目のようになっておりますから市の中心部となるべき部分には格子型を採用し郊外では都市計画区域全体より見て先ず現市街地を中心地帯と看做しまして之に向かって放射状に路線を集中せしめ更に之に配するにいわゆる環状線を以てして相互路線の連絡を計りました。

その二には街路網と地域との関係であります。茲に地域と申しますのは市街地建築物法第 1 条に規定するところの住居地域、商業地域、工業地域のことでありまして、この街路網の決定にあたりましては之を斟酌しまして計画いたしました次第であります。

その三は街路網と今治港及び今治駅との関係であります。今治港は海上の玄関であり今治駅は陸上

の玄関でありますので港と駅その他の部分との連絡をも考慮し十分に利用する様街路網を計画いたしましたのであります。

その四は府県道との関係を考慮する必要があると思えます。これらの道路は当該都市を中心とする近郊及びその周囲に散在する小都市を連絡する幹線道路でありますから街路網計画にあたりましてはその都市に去来する府県道の路線と街路網との関係をよく考慮する必要があるのであります。重要な府県道としては松山今治線、波止浜今治線、今治港線、河野今治線、今治壬生川線がありまして何れも皆本市に於ける幹線道路となっておりますから本市の街路網計画は自然これら府県道の路線を重要幹線となすべきであると思われま。

以上のほか各種物産の生産、地域あるいは市場の如き、又は公園の如き都市の内外に於いて都市の生活上緊要なる各種の施設を連絡する網につきましても慎重なる考慮を払う必要があるのはもちろんであります。

尚また街路網の決定につきましては配線距離及び幅員が重要な関係を持つのであります。配線距離は大体先進都市の例を参考としまして中心部は歩行最大3町半、郊外は歩行最大7町に定めました。街路の幅員は特殊の理由ある場合例えば遊歩道公園道のごときは別といたしまして大体交通量に準拠して決定すべきであると思われま。但しながら将来に於けるところの交通量を推定いたしますことは甚だ困難なる事柄でありますから都市の規模によりまして一定の規格を案し今治程度の都市では主要幹線は22米(12間)及び18米(10間5分)といたしました。その他は補助路線として15米(8間)及び12米(6間)を採用いたしました。かくして15米道路でも歩車道の区別を設けなかったならば複線電車を通して差し支えないのであります。このほか本計画におきましては1等小路幅員8米(4間)の道路を第2次補助道路として計画いたしました。之は主として現在市街地街路系統の整形補正を目的といたしました。このように考慮して計画しました路線が41線この延長35151間約16里と相成っている次第であります。かくして之が総工費は約九百余万円を要する計算であります。斯くのごとき巨資を要しますことから今直ちに全線にわたって工事を執行することは財政上到底之を許しませぬが茲に之を都市計画として決定いたしまして市街地建築物法の適用及び土地区画整理の施行に備えることにいたしました次第であります。

事業の執行は市の実施能力の充実するを待つて徐々に之を遂行いたしたいと思えます。従って街路網を決定いたしましても、それによって直ちに財政上の負担を要するものではありません。

それでは街路確定の効果は何であるかと申しますと市街地建築物法によりまして街路の幅員が所謂建築線と相成るのでありますから各種の建築物は未だ街路の幅員に相当する道路が築造せられない場合におきましても将来築造せらるべき道路の幅員に従い所謂後退して建築せねばならぬことに相成るのであります。

幸いに本案が本会の御協賛を経ましたならば内務大臣に於いて内閣の認可を受け茲にいよいよ今治都市計画街路網が確立することに相成るのであります。

以上をもちまして大要の説明を終えましたつもりであります。尚ご不明の点のご質問によりましてお答えいたしたいと思えます。

委員：茲に図面によりますと鉄道駅の南北に跨線橋が2つあるのであります。南の方の分は将来臨港線を設ける場合がありとすれば多少それに関係を以ておるわけですが。臨港線ということも現在の所ではその必要を認めないけれども将来必要の時期がないとも限らぬので多少そういう点を考慮しておられるかどうかこの点をお伺いいたします。

番外幹事：お答えいたします。今治日高線に対しましては臨港線を入れるべく計画いたしておるのであります。

委員：お考えになっておりますれば結構です。

委員：一寸お伺いしますが今治市としては当局と充分お打ち合わせの上この案ができたのでありましようか。

幹事：各方面とよく打ち合わせしております。

委員：私はこの原案に賛成であるので茲に申し上げるのも改めて修正するという意味を申し上げるのではなく将来実施に際しての御参考に申し上げるにすぎないのです。今治市は申すまでもなく港湾都市である。貨物の大部分は港を通して出入する。港の設備の内でも将来最も多く利用せらるる部分は棧橋付近よりはむしろ船溜まりの方面が主となるであろうと思う。しかるにこの船溜まりと工業諸会社の密集している柳町方面又は商店の密集している本町方面との連絡がこの原案のままではやや心もとなく感ずるのでその不足を緩和する意味において私は柳町と船溜まり中央部を連絡する弥生町線が現計画に幅6間とあるのを幅10間5分にしてほしいと思う。次に船溜まりと本町方面を連絡するのに幅10間5分の別宮中浜町線をさらに萬橋まで延長してほしいと思う。すると船溜まりの周囲には幅4間の物揚場と幅7間の道路が相接しておりますから之と相まって充分貨物運搬の目的が達せらるると思うのです。

次にこの街路網の概括的批判になりますが現在今治市の南北幹線は停車場棧橋間を連絡するもので之は将来とも相当幅員の道路を要することももちろんであります。現在船溜まり場の貨物運搬状況からみると泉川沿いの線が非常に混雑しており将来もかなり利用せられるだろうという点から考えると幹線としてはむしろ新常盤町を泉川に沿い萬橋まで延長した方が適当でなかろうかという感を懐くに至ったのです。その意味からするといよいよ計画実施の際は現在の泉川に覆いをしてその表面は道路として利用するの計画にされたら如何かと思うのです。之は将来の御参考までに申し述べたのであります。原案に対しては賛成であります。

議長：委員さん御意見ありませんか。

委員：この計画を立てましたにつき…、ただ今委員さんから色々御注意の点は誠に敬服の次第であります。実はただ今計画を立てたのみでそのまま幾十年を待つということは誠に遺憾に堪えぬのであります。故に多少計画をいたしましては無理もありますし体裁の悪い点もありますけれども一日も早く実行のできるようにということを主として先ず駅と港をつなぐ大道路の計画そのほかの分もできうる限り促進のできる近き将来にいささかでも促進のできるというようにして計画をいたしたのであります。ために多少理想から申しますと遺憾の点が少なくないのであります。現在の計画をたてましたのはできうる限り実行のできるということに重きを置きました。為に多少の無理もあろうと考えますがどうか御賛成を願いたいと思います。

委員：本案に賛成いたします。

委員：質問いたします。計画の路線が省線と交差しておる部分の交差方法…、その交差のやり方はいろいろ違うと思うのでありますがこの図面だけではその点が明瞭に判りませぬがどういふ交差方法を取っておられますかお伺いいたします。

幹事：それでは御説明申し上げますがこの路線の中で交差しておる分は説明がふたつにかき分けてあります。「跨る」とあるのは主として立体交差「横切り」とあるのが全部平面交差であります。

囑託：場所について申し上げます。駅を中心として2等大路第2類第4号宮脇片山線、2等大路第2類第3号今治日高線、2等大路第2類第2号蔵敷立花線之が立体交差残りの2等大路第3類第4号竜登通線、2等大路第3類第3号立花大通線、2等大路第3類第6号蒼社橋本郷線、1等小路第5号内港

泉川通線、1等小路第15号高地谷線は平面交差であります。その中で2等大路第2類第3号今治日高線と2等大路第2類第4号宮脇片山線については高速車道は立体交差、あとの緩速車道は平面交差をしております。立体交差の分も3間づつの平面交差を置いております。

議長：駐車場の裏道は大きな駐車場でなければならないものですか。

委員：裏道をつけていただくことを願っております。

議長：今治はないのですか。

番外幹事：黄色の線が…、将来できるのであります。

委員：駅前の広場は現在の駅前広場以外に新しくお取りになったのでありますか。

番外幹事：左様です。現在の駅前を包含しまして尚700坪だけ余計に拡張するという事になっております。

委員：現在ではよほど窮屈です。

委員：700坪というのは新しく広げる分だけですね。実は立体交差に関しましては鉄道局として局長代理の権限で何ともできないので本省の権限になるのです。それでもよろしいのですが都市計画愛媛地方委員会として本省の方へ一応打ち合わせしていただきたいと思っております。尚外の都市でも実施せらるる場合はこういう問題は内協議していただくことになっております。

幹事：之は他の都市でも鉄道交差をやる場合は主要幹線は高速車道のみに限って立体交差とし緩速車道は平面交差を取ることに大体決まっておるので内務省としては鉄道省と打ち合わせ済みのことと思っておりますが…。

委員：打ち合わせしておるように思わないのであります。

幹事：いずれ仕事をする場合は鉄道省と色々打ち合わせをし御考慮を煩わさなければならぬと思っております。

委員：交差方法に付き立体交差だけは今のようなことになっておりますからこの点御了解を願いたいと思っております。

議長：他に御意見がありますか。御意見がなければ採決をいたします。ご異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ）

ご異議がないようでありますから採決いたします。原案通り答申することにご異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ）

ご異議ありませぬから原案通り答申することいたします。之で議事全部議了いたしました。之で閉会いたします。色々御苦勞でございました。

第5回愛媛都市計画地方審議会（昭和9年7月11日開催）

午後1時10分愛媛県参事会室に於て開会 同日午後2時30分閉会

・出席者

会長 「職務代理者」、愛媛県書記官
委員, 松山市長
委員, 愛媛県書記官 2名
委員, 鉄道局長代理、鉄道局技師、
委員, 松山市会議員 3名
委員, 愛媛県会議員 3名
幹事 地方技師
松山市助役
都市計画地方委員会技師
書記
技手

・欠席者

会長 愛媛県知事
委員 内務技師

・議事目録

- 一、報第8号 会長、委員、幹事異動報告の件
- 一、報第9号 会長職務代理者異動報告の件
- 一、議題6号 松山都市計画街路に関する答申の件

議長：之から第五回都市計画愛媛地方委員会を開会致します。丁度3月16日に松山都市計画街路決定に付きまして内務大臣から本会に諮問がありましたので之に対する御審議を願いたいと思います。暑中に拘らず御苦勞でございます。之から会議に入りたいと思いますが、其の前に一寸議席のことで御相談申し上げたいと思います。議事規則に依りますと抽籤と云うことになって居りますが、便宜上私等の方で只今のような席順を予め決めました次第であります。此のままで之が抽籤と同様に決定致しましたものとして取り扱って差し支えありませんか。（「差支なし、宜しい」と呼ぶものあり）

議長：宜しゅうございますか。それでは議事規則に依る抽籤に依って決定したものとして取扱います。此の際議事録署名者を御願ひ致します。委員と委員の御二方に御願ひします。

「報第8号会長、委員、幹事異動報告の件」並「報第9号会長職務代理者異動報告の件」は御手許に印刷物を配布してありますから御承知を願ひます。

報第8号 会長、委員、幹事移動報告 自昭和7年3月10日 至昭和9年7月10日 (△印は退任者)

就任年月日	退任年月日	資格	官公職名	氏名
昭和七、六、二八	七、六、二八	会長	愛媛県知事	△
七、四、一一		委員	愛媛県書記官	
七、一一、一一	七、十、二三			△
八、三、一五			愛媛県会議員	
八、五、一一	八、一一、一三		松山市長	△
	八、二、二四			△
八、一一、十七	七、九、二十		松山市会議員	△
八、二、三、	九、一、三			△
	七、一一、二三		今治市長	
八、八、六	七、五、二五		今治市会議員	△
				△
				△
七、七、二一		委員	今治市会議員	
七、七、二一				
七、一一、一五	八、三、十七		宇和島市長	△
八、五、一三				
八、三、一五			宇和島市会議員	

報第九号 会長職務代理者移動報告

- 一、昭和6年12月24日、〇〇は、福島県へ転任に付、会長職務代理資格消滅。
- 一、昭和7年2月6日、都市計画委員会官制第十条に依り委員愛媛県内務部長会長職務代理者に指名せらる。
- 一、昭和7年3月5日、委員は京都府へ転任に付、会長職務代理資格消滅。
- 一、昭和7年4月11日、都市計画委員会官制第十条に依り、委員愛媛県内務部長会長職務代理者に指名せらる。

昭和9年7月11日 都市計画愛媛地方委員会長

議長：次に愈々議第六号の松山都市計画街路決定に関する内務大臣の諮問に対する御意見を伺って答申を致したいと思います。一応議案を朗読致します。(書記朗読)

議第6号 昭和9年3月16日内務省8媛都第2号内務大臣諮問松山都市計画街路決定の件

昭和9年7月11日提出 都市計画愛媛地方委員会長
内務省8媛都第2号 都市計画愛媛地方委員会

松山市都市計画街路左の通決定せむとす
右都市計画法第三条の規定に依り其の会の審議に付す

昭和9年3月16日 内務大臣 男爵

松山市都市計画街路

第5 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の3類とす
 - 第1類 幅員 36 米以上
 - 第2類 幅員 29 米以上
 - 第3類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の3類とす
 - 第1類 幅員 18 米以上
 - 第2類 幅員 15 米以上
 - 第3類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第6 前項に定むるものを除くの外、街路及び橋梁の築造に関しては、大正8年12月内務省令第25号街路構造令の定むる所による

第7 都市計画街路左の如し

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

-
- 1,3,1、大手町通線、松山駅前、大手町1丁目、22
 - 2,1,1、中央循環線、一番町、一番町、（南堀端町、西堀端町、本町4丁目、中一万町、鮎屋町）、20.
 - 2,1,2、東一万道後線、東一万町、道後湯之町、20
 - 2,1,3、花園町線、南堀端町、花園町1丁目、20
 - 2,2,1、湊町線、此花町、南江戸町、（湊町3丁目、湊町5丁目）、15
但し、八代町、南江戸町、19
 - 2,2,2、本町朝美線、本町3丁目、朝美町、15
但し、朝美町、終点、11
 - 2,2,3、山越西組線、御幸町、山越町、15
 - 2,2,4、本町道後線、本町5丁目、道後湯之町、15
 - 2,2,5、御寶町道後線、鮎屋町、道後湯之町大字道後、（湯渡町）、15
 - 2,2,6、持田松末線、此花町、桑原村大字松末、（新立橋）、15
 - 2,3,1、三番町唐人町線、榎町、旭町、11
 - 2,3,2、榎町藤原線、榎町、室町、11
但し、起点、豊坂町2丁目、15
 - 2,3,3、西堀端小栗線、南堀端町、小栗町、11
但し、起点、北藤原町、15.
 - 2,3,4、北藤原針田線、北藤原町、針田町、11
 - 2,3,5、勸善社北辻線、西堀端町、朝美町、11

- 但し、朝美町、朝美町、17
- 2,3,6、本町衣山線、本町5丁目、衣山町、11
- 2,3,7、本町七曲線、本町4丁目、姫原町、11
- 但し、起点、本町9丁目、15
- 2,3,8、鉄砲町千秋寺西線、鉄砲町、御幸町、11
- 2,3,9、道後稻荷山線、道後湯之町、道後湯之町、11
- 2,3,10、東雲町石手線、東雲町、道後湯之町大字石手、11
- 2,3,11、湯渡畑寺線、湯渡町、桑原村大字畑寺、(石手川新架橋)、11
- 2,3,12、西一万立花線、西一万町、南立花町3丁目、11
- 2,3,13、河原町竹原線、河原町、竹原町、11
- 2,3,14、松山駅山越線、松山駅前、山越町、11
- 但し、起点、朝美町、15
- 2,3,15、南江戸南北線、南江戸町、朝美町、11
- 2,3,16、土居田衣山線、土居田町、衣山町、(南江戸町)、11
- 但し、朝美町、朝美町、17
- 2,3,17、持田本村線、南持田町、道後湯之町大字祝谷、11
- 但し、道後湯之町大字道後、終点、8
- 2,3,18、御築山本村線、湯渡町、道後湯之町大字祝谷、11
- 但し、道後湯之町大字道後、終点、8
- 2,3,19、御築山石手線、此花町、道後湯之町大字石手、11
- 但し、道後湯之町大字道後、終点、8
- 2,3,20、南立花東野線、南立花町2丁目、桑原村大字東野、(枝松町)、11
- 2,3,21、松山駅竹原線、松山駅前、竹原町、11.
- 1,小,1、一番町立花線、一番町、南立花町3丁目、(石手川新架橋)、8
- 但し、泉町、終点、11
- 1,小,2、土居田南北線、土居田町、土居田町、8
- 1,小,3、南江戸東西線、松山駅裏、南江戸町、8
- 但し、起点、南江戸町、11
- 1,小,4、紙屋町線、紙屋町、南宮古町、8
- 1,小,5、竹原七曲線、竹原町、姫原町、8
- 但し、起点、萱町7丁目、11
- 1,小,6、鍛冶屋町山越線、鍛冶屋町、山越町、8
- 1,小,7、山越道後線、御幸町、道後湯之町、8
- 但し、道後湯之町大字祝谷、終点、11
- 1,小,8、中一万山田線、中一万町、道後湯之町大字祝谷、8
- 但し、起点、道後湯之町大字道後、15
- 道後湯之町大字道後、道後湯之町大字祝谷、11
- 1,小,9、天神橋西村組線、道後湯之町大字祝谷、道後湯之町大字石手、(道後湯之町大字道後)、8
- 1,小,10、持田田高線、道後湯之町大字道後、道後湯之町大字祝谷、8

- 1,小,11、今市溝邊線、道後湯之町大字道後、道後湯之町大字石手、8
但し、起点、道後湯之町大字石手、11
- 1,小,12、今市正円寺線、道後湯之町大字道後、桑原村大字正円寺、(石手川新架橋)、8
但し、起点、道後湯之町大字道後、11
- 1,小,13、石手畑寺線、道後湯之町石手寺門前、桑原村大字畑寺、(遍路橋)、8
- 1,小,14、鮎屋町小坂線、鮎屋町、小坂町、(石手川新架橋)、8
但し、起点、南八坂町、11
- 1,小,15、西立花東野線、西立花町、桑原村大字東野、(枝松町)、8
- 1,小,16、東本正円寺線、桑原村大字東本、桑原村大字正円寺、8。

別紙図面表示の通

第8 本計画の些少の変更を必要とする場合は、都市計画愛媛地方委員会の議を経て内務大臣限り之を変更することを得

理由書

松山市は松山城を中心として形成せる往時の城下町にして古来四国西部の要衝として知られ、東に霊泉道後、西に三津浜、高浜の両港を控え、更に国有鉄道予讃線の開通以来本土との連絡は一層便利となり、近時著しく発展しつつあり。然るに本市に於ける街路の現状を觀るに、概ね幅員狭小にして且系統完からず。殊に郊外地の如きは無秩序なる発展を為し、保安上經濟上市民の受くる不利益は甚大なるものあるに由り、都市計画区域全部に亘る街路網計画の確立は刻下の急務なりと謂うべし。

松山都市計画区域は其の東部、東北部及西部の三方を、山地を以て割せられ、石手川は東北より西南に流れて重信川に合流す。計画街路の路線は、此の地勢と市の内外に於ける交通の状態、郊外地発展の趨勢等を考慮して之を配置せり。即 2 等大路第 1 類第 1 号線（中央循環線）を主要幹線と為し、1 等大路第 3 類第 1 号線（大手町通線）、2 等大路第 1 類第 2 号線（東一万道後線）、2 等大路第 1 類第 3 号線（花園町線）に依り、中央循環線と松山駅、松山市駅及道後温泉との連絡を図り、更に 2 等大路第 2 類第 1 号線（湊町線）、2 等大路第 3 類第 7 号線（本町七曲線）、2 等大路第 2 類第 6 号線（持田松末線）、2 等大路第 3 類第 12 号線（西一万立花線）、2 等大路第 3 類第 4 号線（北藤原針田線）等に依り、中心部と郊外地との連絡に遺憾なからしめ、その他 38 路線を適当に配置せり。斯して得たる路線数 47、延長約 92 軒に達す。而して是等の路線の全部を今直に工事に着手するは其の必要なきのみならず、又財政の許さざる處なるを以て、暫く之を都市計画として決定するに止め、市街地建築物法の運用及土地区画整理の施行に備へむとす。

議長：何か御意見なり御質問なりありますれば、どうか御遠慮なく御述べを願います

委員：私は此の都市計画の法文を知らないのですが、理由書最後の市街地建築物法の運用及土地区画整理の施工に備へんとす…。之に関して工業地帯、商業地帯と云うものは予め今から定めて置いて、商業地帯には工場なんかを今から建設することを許さないと云うように前以て決めて置く必要はないものか。或いは又商業地帯に在る工場は他へ移転するか、そう云う風なことは決めて置く必要はないかと思う。

幹事：地域のことは今大体の案を作りまして本省の方と下協議をして居るのでありまして、此の街路網が決まりましたら追付け其の方も成案を得まして、内務大臣の御諮問に依り御審議を願ふと云うことになると思います。

委員：私は、今の土木課長の答弁に依ると、一寸不思議に感ずることがあります。私が或は常識がなく、

規程類を知らぬからかも判らぬのでありますが、抑抑道路を決定する迄には、此の辺を工業地帯にすると云うことが決まっていなければ、一体、こう云う状勢だから其の辺は何メートルの道路が必要だと云うことになるのではないかと思うのであります。私は或所で夢かも知れませんが、此の辺は商業地帯にするのだ、此処は工業地帯にするのだとか云う色の着いて居る地図を見たかのようにも思うのでありますが、こう云うものを審議しますには、そう云うものを御作りなるのがよくないかと考えるのであります。

幹事：地域に付いては、只今も申しますように、大体の案を得、こちらの方から下協議をして居ります。其の下協議の結果に依って作った図面を取扱ったものではないかと思ひます。併しながら大体松山市の地形から言ひましても、どの辺は商業地域になり、どの辺が工業地域になると云うようなことは自ら想像出来るものでありまして、道路でも大体の想像は着くと思ひますが…、それに依って無理のない案を作つて目下準備中でありまして、御存知になつて居るような図面も出来て居ります。或はそう云う下協議の図面を御覧になられたのではないのでしょうか。今慈で御審議を御願ひする迄には確定して居ないのであります。

委員：御話はよく判つて居るのでありますが、御説のように誰が見ても想像出来ることとは大体論であつて、實際責任を持って之を審議し、決めると云う場合には、そういうような想像論に立脚して道路等の幅員を決めると云うようなことは、甚だどうかと思うのであります。御示しが出来るものなら御示しが願ひたいのであります。詰りこう云う腹案を以て当局に進達して居る、それが果して許可になるかどうかは疑問であるが…、願ひするならば十分私共もなるほど此の辺は此の位の幅員は必要だな…、とはっきり判るよう御示しを願ひしないものでしょうか。

幹事：大体は現在市街地をなして居る所が商業地域になりまして、駅の付近に工業地域が出来、それから更に奥の方へ行くと住宅地域となる大体の案は出来て居りますが、それを今此處で御目に掛けるのは少し控へた方がよいのではないかと思ひます。

委員：道路の幅員等を決めるには、それがはっきり分らぬとよくはないのでしょうか。大体将来この辺を工業地帯にするのだという風にもう少し分らす方が親切なやり方ではないかと思われるのですが、強いて御発表になれないのを無理に強要する訳ではありませんが、苟も私共委員として責任を以て之を決めると云う場合に、凡そ此の辺にはこうだと云う位のことを聞いて居なければ、当局の御指示に従ひ易々諾々と盲で以て賛成すれば兎も角、私共責任を負ふと云うことになるならば、私はどうしてもはっきり判らなければならぬと思ひます。こう云いますと余り話が難しいようですが、事を難しく進めようとするのではない。苟も吾々委員連を集めて御協議相成る以上は、もつとはっきり判つて、そうしてお遣りになるのがよくはないかと思ひます。御発表になれないと云う理由が少し薄弱ではないか思われるのです。

議長：一寸お伺ひしますが、委員は、之はどうか、此所はどうかと云ふような御意見ではなく、大体論で宜しいのですか。

委員：大体論で宜しゅうございます。即ち此所はこう云う風なんだから、どう云う風に将来のことを考えて居るとか云う位の程度で伺ひたいと思ひます。仮に私が之を想像すれば、松山市駅から少し南の方、之が工場地帯になるのだと云う位の想像は着きますし、又此の付近が商業地域になるのだと云う想像は無論着きますが、此の辺はこう云う風に計画を立てて居るのであるからこう云う道路が必要なのだと云う説明を願ひするのが本当ではないかと思ひますのでございます。

議長：御尤です。

委員：余り難しい御説明を要求することは私共の本意でない所であります。

委員：此の街路網の大体の案に付きましては、大体既設の道路を基として考えたのだらうと思いますが、私共が保安上からお伺いしたいことは、此の道路に非常の場合の避難所と云うものは考えられてないように思いますが、或は技術上実際の場合には小公園式のものとか丁字路或は十字路等が設けられるのか、それは私はよくは判らぬのでありますが、そう云う事を御考慮になって居りますか、お伺いしたいと思うのであります。何かあった場合に、非常の場合に住民がどんどん逃げて行った場合に、何処へ行ってよいか判らない。将来は都市計画ですから、多くの人口になり、高層建築物も續出するものと考えなければならぬのですが、そうすれば所謂丁字路、十字路式の避難所の設備をしなければならず、或は衛生上の見解から小公園式のものが必要なのではないか、それを伺って見たいと思います。

幹事：御質問の設備として御宝町の四つ角の所に十字路が出来るようになって居りますが、其の外の避難所街路については考えて居ないのであります。後々又小公園其の他のものは、別に御審議する機会があるだらうと思います。

委員：御宝町だけは現在計画されて居るのですね。其の他は原則として今の所では考へられないが、将来の問題としてお考えになる訳ですね。

幹事：そうです。将来の問題として考えて居るのであります。

委員：宜しゅうございます。

委員：此の道路の幅員と云うものは、どう云う所を根拠にせられて等級をお定めになったのでしょうか。実を申し上げますと、此の案をもう少し早く見せて貰って私共にも考えさせて貰えば宜かった。松山市百年の大計を立てるのに、此の場所へ出て来て此処で即決しろと云うことは実際困るのです。従ってどの道路はこう云う訳だから何類の道にしたと云う所を承りたいと思うのでございます。元来之は継続事業だから、継続して其の委員があればよく分かるのですが、段々委員の顔振れも変わって居りますから、もう少し御親切にと云いますと語弊があるかも知れませぬが、判るように御説明を願いたいと思います。如何でしょう。一々御質問を申し上げたものでしょうか。大体でも宜しいから一体こう云う道路はどう云う風だと云うような御説明が願いたいと思ひます。そうしますと会議の進行の上にもよくはないかと思ひます。

委員：私もそう云う感じがあるのですが…、これだけのものを今此の席でお答えするのは余りに無責任ではないかと考えます。之はよく拝見して置いて…。今一度御手数でも日を変えて其の際にお願いしたい。今図面を見ただけで、其の市の全体のことを決定し、宜いか悪いかを議論することは困難です。

幹事：街路網を決めました理由を簡単に御説明申し上げます。

街路網を決定するに当たりましては考慮すべき要件が種々あると思いますが、第一街路網の形式、第二街路網と地域との関係、第三街路網と停車場との関係、第四街路網と国道及府県道との関係等は是非考慮せねばならぬ要件と考えます。

松山市は松山城を中心として発展致しました市街でありまして、街路系統を見ますに、概ね基盤の目をなして居りますから、市の中心部となるべき松山城の周囲及其の付近には格子型を採用し、郊外との連絡には放射状路線を配置致しました。更に之に配するに所謂環状線を以てし、相互路線の連絡を計りました。猶経済上財政上の理由を考慮致しまして、将来発展を予期せらるる郊外地に比較的多くの路線を配置し、現在市街地は、止むを得ざるもののみを計画致しました。

次に用途地域との関係であります、大体に於て都市の地勢と都市発展の沿革に依って自ら決って

来るのでありますが、現市街地は商業地域とし、松山城の西北及東南に於ける一帯の平坦地は工業地域とし、その他は住居地域でありまして、本計画に於きましても各地域の中心を適当に連絡して居る考えであります。

次に停車場との関係であります、国有鉄道松山駅及松山市駅と市の中心部及郊外関係各地に至る連絡関係は充分之を考慮し、理由書の如く利用上遺憾なきよう街路網を計画致しました次第であります。次は国道及府県道との関係であります、これ等の道路は松山市を中心とする付近の都市及近郊に散在する小都市を連絡する幹線道路でありまして、沿革的に重要な交通系統であります。従って本計画に於ても、あるものは幅員を拡張することとし、然らざるものは系統をなるべく変更しないように計画致しました。その他市場、公園、名所、旧跡の如き都市の内外に於て有機的に都市生活上大切な各種の施設を連絡する点についても、十分なる考慮を払った次第であります。路線配置は先進都市の状況を参考とし計画致し、中心部は最大 350m、郊外地は 700m を標準としましたが、地形其の他の関係で多少の増減はあります。

次に街路の幅員は大体交通量に準慮して決定すべきであると思ひますが、将来に於ける交通量を推定することは甚だ困難なる問題でありますから、都市の規模によりまして一定の規格を按し、本市の程度に於ては主要幹線としては 22 米 (12 間 1 分) 及 20 米 (11 間) とし、其の他は補助線として 15 米 (8 間 3 分) 及 11 米 (6 間) を採用致しました。この他本計画に於きましては、第二次補助線として一等小路幅員 8 米 (4 間 4 分) の道路を計画致しました。これは主として現在市街地の整形補正を目的としたものであります。本計画に於きましては幅員 11 米の路線が多数を占めて居りますが、経済的又は財政上の理由により成るべく速に実現せらるることを目標の一とした次第であります。以上申上げました諸点を考慮し、議案理由書の如く基本幹線を計画致しました次第であります。

以上の計画路線数は 47、延長 92 料であります。而して之が総工費は約老千万円を要する計算であります。斯くの如き巨費を要しますから、今直に全線工事にかかることは財政上到底之を許しませぬが、之を都市計画として決定致しまして、市街地建築物法の適用及土地区画整理の施行に備えんとするものであります。

事業の執行は、市の実施能力の充実を待つて徐々に之を実施したいと考えます。従って街路網を決定致しましても、それによって直に財政上の負担を要するものではありません。

街路網決定の効果は、市街地建築物法によりまして街路の幅員が所謂建築線となり、各種の建築物は道路が築造せられない場合に於きましても、将来築造せらるべき本計画の幅員に従い、後退して建築せねばならぬこととなります。郊外地に於きましては、街路網は土地区画整理の基準となりますから、土地区画整理の遂行により、合理的なる住宅地を実現し得るのであります。

幸に本案が本会の御賛成を得ましたならば、内務大臣に於て内閣の許可を受け、茲に松山都市計画街路網が確立する次第であります。

以上をもって本議案の説明と致します。

委員：お説明によって大体よく判ったのでありますが、松山都市計画を行うに当たりましては桑原村、道後湯之町等が包含されて居るようであります。之には無論相当の手續が拂われ、その町村からは御意見をお聴きになったのではあらうと思ひますが、折角こう云う都市計画の区域に入って居るのでありますから、両町村からも都市計画委員と云うものを…、私は此の都市計画地方委員会の法律の条項をよく弁えないものであります…、お選びになって御審議なされる方が穩当の遣方ではないかと思うのであります。之は無論私が法律的素養知識が乏しい為、或は間違つて居るかも知れま

せんが、普通一般の概念から申しますと、其の関係のある町村からもこう云う会議に列席せしむることが穏当な遣方ではないかと考えるのであります。この辺に付いてはどう云う連絡がありますか、一寸参考迄に御伺い致します。

幹事：此の委員会にはそう云う関係町村の方を加えるような官制になっていないのであります。無論そう云う人を入れると云う訳には行きません。

委員：委員会の名簿を見ますと既に都市計画法を適用になった新居浜とか西条、三津浜とか云ふような地方からも無論委員が出て居ります。一体松山市が都市計画を行うに当たりましては…、私は其の当時委員ではなかったから充分のことは知らないのですが、付近町村三津浜町も包含する膨大な計画を樹てたと承って居ります。それが県の方へ申請致しました際に、現在出来て居ります松山市及桑原村、道後湯之町の1市1町1村に限定されるに至ったと聞いて居ります。而して此の場合両町村を松山都市計画区域と決定した以上は、私は其の法律にこだわる、こだわらないとかは別として、此の町村からも都市計画を申議したと云うことにならなければならない。此の点疑念を持つのであります。この辺の法律的关系はどうなるのでございますか。

幹事：之は桑原村とか道後湯之町が都市計画を行うのではなくして、松山市の都市計画を行うのでありますして…。

委員：そうしますと、桑原村の人々は松山市の都市計画施行の為に勝手気儘にされると云うことになると思います。之は都市計画法とか何とかに依って止むを得ぬかも知れませんが、私有の財産とか何とか金の問題にでもなった場合には非常に面倒なことになって来ると思うのであります。之はどんなものでしょうか。

委員：色々議論もあるようですが、実際問題としては此の状態に決めておいても、或は市街電車の発達其の他委員から申された非常時に於ける避難箇所、小公園等の設置等沢山の問題があつて、道路の幅員其の他に於ても決めて置いた所が、実施期間は相当先の問題であらうと思います。そして又、之を変更すると云うことも出来ますから、事實は実際施行に当たっては、假に之が決めてあつたものとしても、実施に当っては相当変更されると云う風な意味のものではないでしょうか。

幹事：之は街路網を決めて置くのでありますして、工費も一千万円もかかり、直ぐ行はれるものではないのであります。将来そう変ることはないだろうと思います。従つてよく慎重審議を御願ひする次第であります。将来改める場合には許可を受けて出来るようになって居ります。

委員：松山市としては、隣接町村に理解せしめることが事業を円満に遂行せしめるのではないかと思います。

幹事：委員会の〇〇と申します。どうぞお見知り置を願ひます。此の前の都市計画区域を決めます場合に、委員会に諮問になります迄に、内務省から道後湯之町及桑原村へ区域に入れて差し支えないかという諮問があつたのであります。之に対して道後湯之町、桑原村は差支ないと云うことを内務省に答申になった訳であります。今度此の街路網を決めますに当たりましては、官制上委員として入れられないことになって居ります。街路網を実施するに当たりましては、もう一度よく設計し、委員会にお諮りするようになって居ります。

委員：大体諒承致しました。

幹事：街路網を決めますとどう云う効果が興るかと申しますと、建築物は道路豫定線迄後退して建てなければならぬ。市街地建築物法でそうなつて居ります。

委員：国鉄駅前通と致しますと、其の幅員丈を後退して建てなければならぬと云うことになるのですね。

幹事：本建築は建てられない。但し假建築物として、実際施工する場合には取除けると云う条件さえあれ

ば建てられるのであります。

委員：路線と省線の交叉は立体交叉のように図面から拝見致しますけれども、駅前で路線が三本集中して居るようです。之は駅前広場で集中させると思いますが、北の方から来て居ります路線関係はどうなっておりますか。此の図面ではよく判りませんが…。

幹事：詳細な図面を御覧に入れます。

委員：原案に賛成致します。

議長：原案通に答申することに致して差支えありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ）

議長：御異議がないようでありますから右様に取計います。之で議事全部終了致しました。之で閉会致します。お暑い中を御苦勞でございました。

閉会午後 2 時 30 分

理由書原案可決昭和 9 年 7 月 11 日